

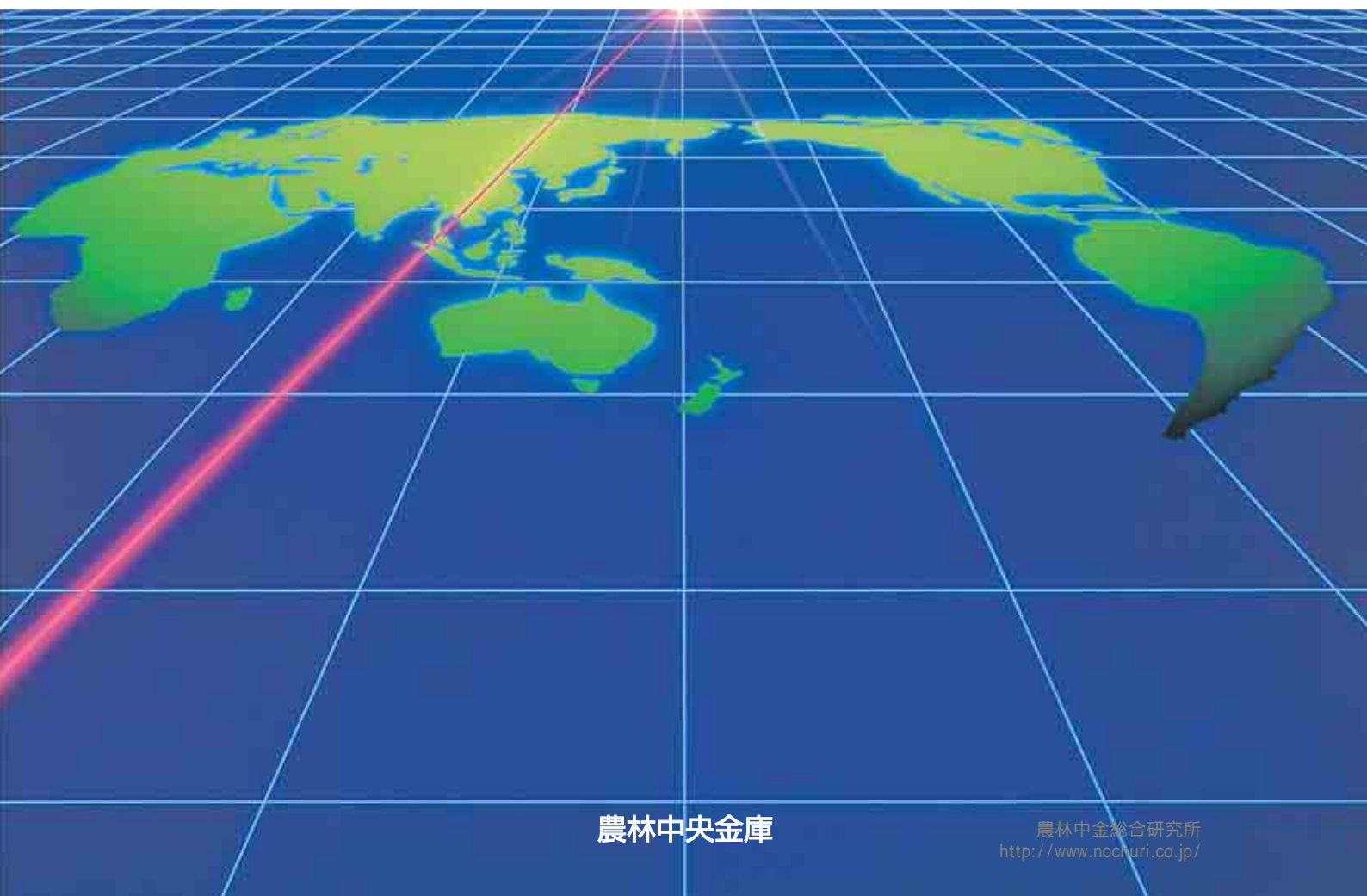
農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2018 *1* JANUARY

2018年経済・金融と日本農業の展望

- 2018年の国内経済金融の展望
- 個人リテール金融の最近の動向と注目点
- 農業競争力強化に向けた制度改革と農業政策の課題
- 米政策の推移



「宴の後」への備え

2012年12月26日に発足した安倍晋三内閣は、昨年末に政権運営5年を越え6回目の新年を迎えた。戦後の総理大臣としては、在任期間が小泉純一郎、中曽根康弘を超えて、佐藤栄作、吉田茂に次ぐ長期政権の道を歩んでいる。

安倍内閣の5年間の歩みは決して平坦であった訳ではなく、支持率が不支持率を下回った局面も一度ならずあったが、それを跳ね返して政権を維持できているのは、内閣の看板である経済政策への国民の期待がなお続いているからと見て間違いのないであろう。

昨年12月8日、安倍首相は、日本が人口減少社会を迎えるなかで経済成長を実現するための方策として、「人づくり革命」と「生産性革命」を車の両輪とする「新しい経済対策パッケージ」を発表した。「2020年までの3年間に官民を挙げて人材・設備への投資を大胆に行い、日本経済の生産性を飛躍的に向上させる」ことにより、政権の公約であるGDP600兆円達成を目指すとしている。

幸いにして、いま世界経済は歴史的とも言える安定成長軌道の「適温経済」（ゴルディオックス）状態にあり、輸出の伸長が牽引して企業業績や雇用・賃金・個人消費も総じて上向いており、日本経済は当面拡大基調が続くそう。金融市場においては、日経平均株価が1991年のバブル崩壊から四半世紀振りの高値水準まで回復し、「デフレ脱却・バブル景気再来」の期待の声も聞かれ始めている。

しかし昨年来、表面的には景気拡大が続いている陰で、日本経済の根幹に関わる大事が起きていることを見逃してはならない。一つは、製造業の名門企業が陥った海外事業への投資の失敗による経営危機と、複数の大企業で相次いで発覚した品質管理の不正である。これらは個別企業の特別な事案として片づけるべき問題ではなく、長く続いた生産拠点の海外移転とコストカット優先の経営によって、日本のものづくりの現場が想像以上に疲弊し劣化している実態の露呈と見るべきものではないか。

さらに重大なのは、この1年余の間に世界経済の潮流が、気候変動対策を根本とする持続可能性最優先に劇的に切り替わったことである。昨年7月にイギリス・フランスが2040年までにガソリン車・ディーゼル車の販売を禁止すると相次いで発表したが、欧州における環境対策としてのEV（電気自動車）への転換や再生可能エネルギー推進は、もはや企業の社会的責任（CSR）を超えて義務（DUTY）となりつつある。

こうした動きは欧州に止まらない。中国は、「環境配慮型経済体系を確立する」国家方針を定め、猛烈な勢いで再生可能エネルギーの技術開発と普及を推し進めており、いまや世界一の再生可能エネルギー大国に生まれ変わろうとしている。EVの開発・普及についても、中国は世界のトップブランドを目指す国家プロジェクトを始動させた。残念ながら日本はこの世界の潮流の変化に的確に対応できているとは言えず、気が付いたら周回遅れの状況に陥りつつあるのではないかと懸念される。

仮に、東京五輪が開催される2020年までは好景気が続くとしても、問題はその先にある。新しい年2018年は、うたかたの好況の宴が続いている間に、ものづくり日本の再生と未来の経済・社会のあるべき姿に向けた戦略的な投資と構造改革をどれだけできるか、わが国にとって正念場の年となろう。

（株）農林中金総合研究所 代表取締役専務 柳田 茂・やなぎだ しげる）

今月のテーマ

2018年経済・金融と日本農業の展望

今月の窓

「宴の後」への備え

(株) 農林中金総合研究所 代表取締役専務 柳田 茂

長期化する景気拡大と大規模金融緩和の行方

2018年の国内経済金融の展望

南 武志 — 2

個人リテール金融の最近の動向と注目点

内田多喜生 — 13

農業競争力強化に向けた制度改革と農業政策の課題

植田展大 — 27

米政策大綱からの15年を振り返る

米政策の推移

小針美和 — 45

談話室

日本の6次産業化論の系譜と課題

(株) 農林中金総合研究所 理事長 皆川芳嗣 — 42

統計資料 — 60

本誌において個人名による掲載文のうち意見にわたる部分は、筆者の個人見解である。

2018年の国内経済金融の展望

—長期化する景気拡大と大規模金融緩和の行方—

主席研究員 南 武志

〔要 旨〕

2017年は米国で過激な言動で注目を集めるトランプ大統領が誕生したほか、北朝鮮や中東を巡る情勢が緊迫化するなど、国際政治経済を取り巻く環境は大きく揺れ動いた。また、国内政治も夏場にかけて内閣支持率が急落するなど、一時、政局が不安定となった。こうした状況下でも、国内景気は改善基調が続いており、世界経済の持ち直しの恩恵を受けている。その結果、企業設備投資は自律的拡大局面に入っており、GDPギャップは需要超過状態となったほか、景気拡張期間も戦後第2位の長さとなっている。

18年の内外景気を展望しても、特段の景気後退リスクは見当たらず、労働需給の引き締まりが続く下、夏場に悪化した民間消費も徐々に持ち直し傾向を強めていくものと思われる。日本経済は4年連続で潜在成長率を上回る経済成長を実現すると見込まれ、なお鈍い賃金・物価にもプラスの影響を与えるだろう。

こうしたなか、日本銀行は実質金利を自然利子率以下に誘導すべく、現行の「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」を粘り強く継続するとみられるが、主要国の中央銀行では既に非伝統的な金融政策からの転換を図り始めており、政策の方向性が乖離し始めている。これが世界経済や国際資金フローなどに与える影響に注意が必要だ。

目 次

はじめに

—揺れ動いた内外政治経済—

1 内外の金融政策の動き

- (1) 日本以外で始まった金融政策の転換
- (2) 日本銀行の大規模緩和は当面継続
- (3) 注目を集めた日銀の出口論議

2 世界経済の動向

- (1) 2018年末まで延長された原油減産
- (2) 主要国経済の動向

3 国内経済の現状と展望

- (1) 息の長い景気拡大
- (2) 政府の経済政策
- (3) 国内経済の展望
- (4) 鈍い物価上昇圧力
- (5) 長期金利はゼロ近傍で推移

おわりに

—現在の景気はいつまで続くか—

はじめに

—揺れ動いた内外政治経済—

2017年1月20日、過激な言動で話題を集めてきたドナルド・トランプ氏が第45代米国大統領に就任し、彼の一挙手一頭足に世界中が注目し続けた。共和党支持層から熱狂的な人気を維持し続ける半面、アンチ・トランプ派も多く、懸念されてきた米国の分断は一層拡大するなど、深刻な状況である。外交面でも、米国第一主義を標榜し、北米自由貿易協定（NAFTA）の再交渉、環太平洋パートナーシップ協定（TPP）や地球温暖化対策の国際的枠組みであるパリ協定からの離脱を宣言するなど、これまで米国が主導してきた経済のグローバル化や自由貿易・市場開放路線などから距離を置くかのような姿勢を見せてきた。その一方で、法人税減税などの大規模な税制改革に対する期待感は強く、折からの好景気と相まって、米国株式市場は活況を呈している。

こうしたなか、東アジア地域では北朝鮮を巡る情勢が緊迫した。17年には計16回のミサイル発射実験を行い、米国全土を標的的可能とする大陸間弾道ミサイルの開発を進めたほか、9月には6度目となる核実験を行うなど、制裁措置を受けてもなお軍事的な挑発を続けている。また、中東地域では過激派組織ISは事実上崩壊したものの、サウジアラビア（スンニ派）とイラン（シーア派）の覇権争いが激化しており、レバノン、イエメン等の政情混乱にまで波及している。

地政学的リスクは世界経済全体に重く押し掛かっている。

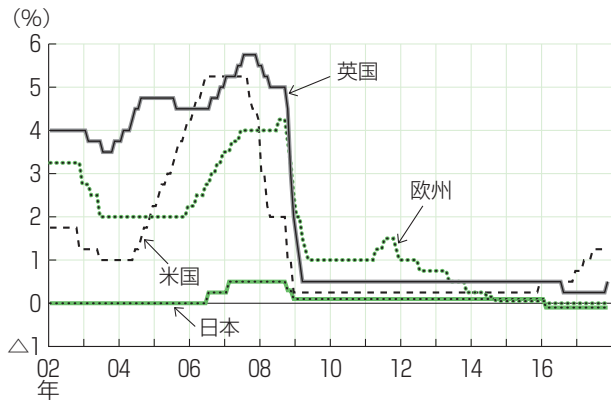
一方、国内では、高い支持率を背景にしばらく安泰と見られていた安倍晋三内閣への支持率が「森友・加計問題」の浮上とともに夏場にかけて急低下した。さらに、7月の東京都議選で小池百合子東京都知事が新たに結成した地域政党が大勝したこともあり、政局の不透明感が高まった。しかし、国難突破解散を受けた10月の総選挙では、与党圧勝という民意が改めて示され、それを好感した金融資本市場では史上最高値水準で推移する米国株価との相乗効果もあり、株価はバブル崩壊後の最高値を更新するなど、改革路線が進展することへの期待が強まった。

1 内外の金融政策の動き

(1) 日本以外で始まった金融政策の転換

18年は、世界金融危機や世界大不況（グレート・リセッション）から10年を迎える。「大恐慌以来」「100年に一度」とされた世界的な景気の落ち込みに対し、主要国政府は一致結束し、大規模な財政出動に協調して踏み切ったほか、中央銀行も政策金利をゼロ近傍まで引き下げるなどの対応に追われた（第1図）。しかし、その後も雇用悪化や物価下落に歯止めがかからなかったことから、先進各国の中銀はそれまで非伝統的な領域とされてきた手段を用いた緩和策、具体的には①国債などの金融資産を買い入れるこ

第1図 主要国・地域の政策金利



資料 各中央銀行の資料より作成

(注) 米国の政策金利は「1.00~1.25%」の誘導目標となっている。
日本は16年2月15日までは無担保コールレート翌日物、16日から一部の日銀当座預金残高への適用利率を政策金利としている。

とで資金供給を行う「量的緩和」、②リスク性のある金融資産を買い入れる「質的緩和(信用緩和)」、③金融機関貸出を促すための「貸出支援策」、④現行緩和策を一定期間継続することに強力にコミットする「フォワード・ガイダンス」、などを実施してきた。

こうした非伝統的な金融政策の効果を巡っては様々な議論があり、例えば、米国で果敢な量的緩和を主導したベン・バーナンキ前連邦準備制度理事会(FRB)議長は「量的緩和の問題点は、現実には効果が認められるのだけれども、理論的には効果が説明できないことである」と述べている。この発言内容のとおり、先進国経済は程なく持ち直しを開始、デフレ突入も未然に防がれた。その結果、断続的に量的緩和を実施してきたFRBはその第3弾(12年9月～、QE3)での資産買入れ額を14年1月から縮小し始め、同年10月に終了した。また、15年12月には政策金利の引上げに踏み切り、その後17年末までに累計125bpの利上げを実施した。

さらに、17年10月には量的緩和(資産買入れ)の結果として4.5兆ドルまで膨らんでいたバランスシートの漸次縮小(償還を迎えた金融資産の再投資の一部停止)を開始した。次期FRB議長に指名されたジェローム・パウエルFRB理事は3~4年かけて2.5~3兆ドルまで縮小したい考えを表明している。

それ以外の中銀でも政策転換に向かっていく。欧州中央銀行(ECB)は、14年6月から採用しているマイナス金利政策は継続しているものの、15年3月に開始した量的緩和策については買入れ規模の縮小を既に実施している。17年4月には資産買入れ額を月800億ユーロから月600億ユーロに縮小したが、18年1月以降は月300億ユーロへさらに縮小することを決定している。ドラギ総裁はあくまでダウンサイジングと位置づけるなど、緩和継続姿勢をアピールしているが、出口に向けた動きであることは否めない。カナダ銀行もまた、7年ぶりの利上げとなった7月に続き、9月にも追加利上げをした。EU離脱交渉への不安などでポンド安が進み、インフレ圧力が高まった英国でも、イングランド銀行(BOE)が11月に約10年ぶりの利上げに踏み切っている。

(2) 日本銀行の大規模緩和は当面継続

一方、日本銀行は16年1月に導入を決定したマイナス金利政策を修正する格好で、同年9月に「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」を導入し、現在に至っている。この政策の大まかな枠組みは、短期政策金利を△0.1%に設定し、かつ10年物国債利回

りをゼロ%に誘導するという「イールドカーブ・コントロール」と長期国債など金融資産の大量買入れを組み合わせたものであるが、これによって実質金利（名目金利から予想物価上昇率を引いたもの）を自然利子率（完全雇用の下で国内貯蓄・投資がバランスするような実質金利水準）以下に引き下げ、経済・物価に対して好影響を与えようというものである。さらに、国内の予想物価上昇率は適切的な期待形成の要素が強いという経験に基づいた「オーバーシュート型コミットメント」も盛り込まれている。

後述のとおり、改善傾向をたどる实体经济や雇用情勢に比べると物価は非常に緩やかな動きとなっているが、政策委員のほとんどは2%の「物価安定の目標」に向けたモメンタムは維持されており、現行政策を粘り強く継続することが望ましいと考えている。また、最近では超低金利状態の長期化やイールドカーブの平坦化はむしろ経済・物価に悪影響を及ぼす可能性が意識されていることもあり、18年度入り後に消費者物価が再び足踏み状態に陥ることでもない限り、追加緩和に踏み切ることはないと思われる。

(3) 注目を集めた日銀の出口論議

このように日本とそれ以外のG7中銀との金融政策の方向性に差が生じてきたが、日銀も出口戦略についての情報を発信すべきとの意見は根強い。日銀は物価安定目標の達成が最優先課題であり、出口戦略に関する情報発信は市場の混乱を招き、物価上昇に向けたモメンタムに悪影響を及ぼす可

能性を考慮してか、これまでは時期尚早との判断を繰り返してきた。しかし、17年4月に自由民主党行政改革推進本部が公表した「日銀の金融政策についての論考」において、出口時に日銀が債務超過に陥るリスクを指摘したことで、出口論議が一時盛り上がる場面もあった。

さて、日銀が出口に踏み切る決断を下す場合、経済情勢は良好で、物価上昇率も2%程度で推移しており、金利水準も当然上昇しているはずである。そのため、出口を控えて、日銀当座預金（補完当座預金制度適用先の10月16日～11月15日の平均残高は354兆円、うちマイナス金利適用残高は25兆円、ゼロ金利適用残高は121兆円）からの資金流出が想定されるが、それが短期金利の乱高下につながらないように、日銀は付利による「資金の固定化」が必要となる。その付利水準を引き上げる過程で、利払い費が保有金融資産（うち12月10日時点の長期国債は421兆円）などから得られる金利収入を上回ることによって赤字が発生、さらには長期間にわたって債務超過に陥るリスクが指摘されている。

中央銀行が債務超過に陥った場合、資本逃避などを伴う為替レートの大幅減価やそれを受けた物価制御の困難化などが起きるのか、また国庫納付金（16年度決算では4,813億円、11～16年度平均は5,429億円）がゼロになった場合の国家財政に悪影響が及ぶのか、などを懸念する意見が散見される。もちろん、出口戦略に移行した日銀は、FRBと同様に、当面は保有する金融資産残高の維持に努めるべく、償還を迎えた国債は再投資

を続けると想定される。そのため、金利収入は徐々に増えていき、赤字発生や債務超過状態はいずれ解消することが見込まれる。

一般論として、中央銀行は通貨発行に際してシニョリッジ（発行益）を得ることができることから懸念には及ばないとの意見もあるが、景気拡大が長期化するなかで超緩和状態がいつまでも続くことへの警戒感強く、物価上昇率が高まるにつれて、出口論議は注目され続けるだろう。

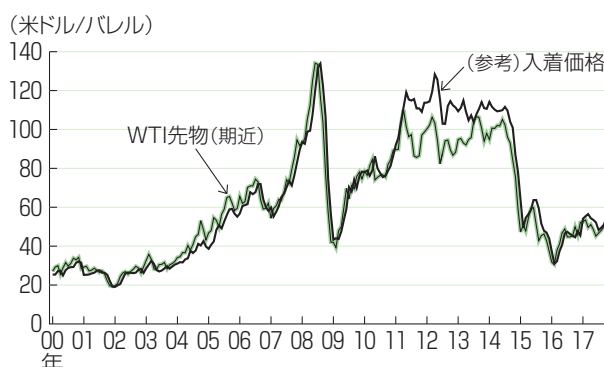
2 世界経済の動向

(1) 2018年末まで延長された原油減産

16年11月、石油輸出国機構（OPEC）とOPEC非加盟の主要10産油国は、低迷する原油価格を回復させるべく、17年1～6月にかけて日量175.8万バレル（世界全体の供給量の2%程度）の協調減産を8年ぶりに合意した。その後、5月のOPEC総会（およびその直後の非加盟主要産油国との閣僚会合）にて、同様の減産措置を18年3月まで延長することで合意、さらに11月には18年末まで延長することを決定した。

これまでの減産順守率は比較的高めに推移してきたが、それが過剰在庫の解消に貢献したほか、原油価格も17年12月には60ドル前後まで回復させるなど、一定の効果があつたと評価されている（第2図）。しかし、原油の需給バランスは依然として崩れた状態であるほか、価格回復を背景に北米産シェール・オイルなど協調減産に参加していない国の原油生産は増加傾向にある。また、

第2図 国際原油市況の推移



資料 NYMEX, 財務省

減産合意が破られる可能性もないわけではなく、需給均衡化に向けた不安要素は決して少なくない。

とはいえ、原油価格の一定水準への回復そのものは、景気低迷や財政悪化にあえいでいた産油国経済の持ち直しを通じて、世界経済全体にとってもメリットは大きいことは確かといえる。

(2) 主要国経済の動向

世界経済は持ち直しの勢いが増しつつある。17年10月に公表された国際通貨基金（IMF）の世界経済見通しによれば、過去の景気回復局面と比べて、賃金・物価の動きは鈍いものの、総じて改善方向に向かっていくとの現状認識を示した。先行きは、いくつかの下振れリスクに対する脆弱性を抱えていることもあり、世界経済全体の成長見通し自体は緩慢で勢いに欠けるものの、世界金融危機以降で最も低かった16年（3.2%成長）を底に、17年は3.6%成長、18年は3.7%成長と徐々に上昇率を高めていくとの予想であり、世界貿易もまた拡大が見込まれて

いる（第3図）。さらに11月に公表された経済協力開発機構（OECD）の経済見通しも同様の見方が示されるなど、日本からの輸出にとっては好材料といえる。

以下、米国・欧州・中国経済の見通しや注目点について簡単に見ていきたい。まず、米国経済については、好調な雇用情勢を背景に、消費者マインドが高水準を維持するなど、個人消費が主導する格好で経済成長が続いている。こうしたなか、トランプ大統領が公約した大型減税については、紆余曲折を経ながらも、上下両院で独自の税制改革法案が可決された。両者には隔たりもあったが、法案一本化を進めるなかで異論を唱えていた議員の要求も盛り込んだ法案がとりまとめられたため、実施に向けて大きく前進した。

また、欧州は安定した経済成長を続けている。雇用情勢は改善傾向にあり、それを受けた消費が景気牽引役となっている。一方で、物価上昇率は相変わらず鈍く、ECBの目標である2%弱には満たない状況である。しかし、今後とも経済は年率2%台で

底堅く推移するとみられ、物価上昇率も緩やかに高まっていくことが見込まれている。ただし、EU離脱交渉を進める英国については、ポンド下落による景気刺激効果が出ている半面、インフレ懸念も高まっている。一方、今後は投資縮小も予想され、成長減速もありうる状況であり、BOEの舵取りが重要となってくるだろう。

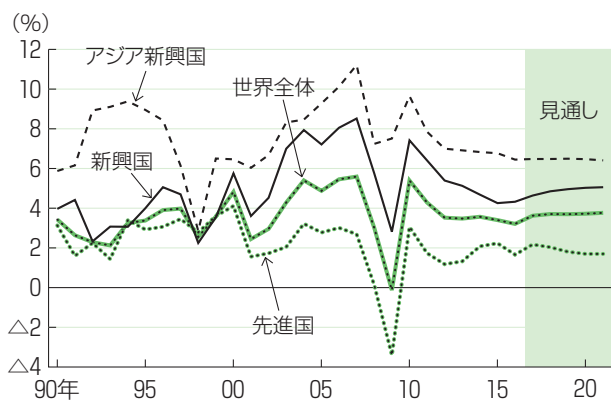
最後に中国経済については、環境規制の強化や過剰な生産能力の削減方針、さらには住宅価格抑制政策や昨今の金利上昇によって固定資産投資が全般的に鈍化傾向にあるほか、企業の過剰債務への警戒も高い。しかし、個人消費や輸出が引き続き下支え役を果たすと思われるため、成長率は緩やかに減速する可能性があるものの、18年も6%台半ばの成長は達成可能であろう。

3 国内経済の現状と展望

(1) 息の長い景気拡大

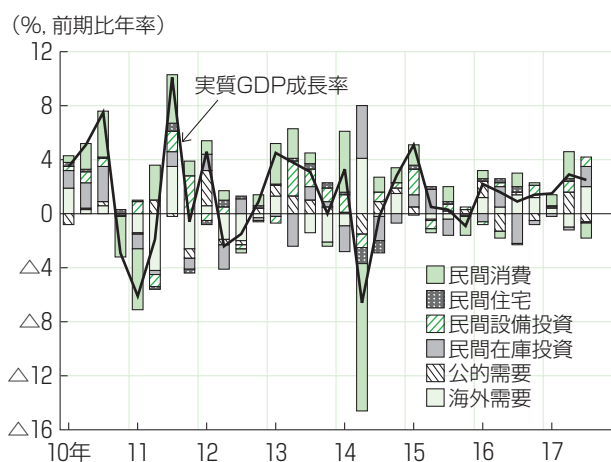
17年9月の景気動向指数・CI一致指数に基づく基調判断は11か月連続での「改善」であった。これでアベノミクス始動（12年12月）とほぼ同時に始まった景気拡張期間は58か月に達し、1965～70年にかけての「いざなぎ景気」の57か月を上回ったとみられる。この5年を振り返ってみると、14年4月の消費税増税後には長らく景気が停滞するなど、道筋は決して順調とはいえないが、このような息の長い景気拡大になった原因は、底入れ時に大きなデフレギャップが存在し、かつ「企業から家計へ」の所

第3図 世界経済の推移(前年比)



資料 IMF WEOデータベース

第4図 経済成長率と主要項目別寄与度(年率換算)



資料 内閣府経済社会総合研究所

得還流が鈍かったために拡大テンポが極めて緩やかなものにとどまったことに尽きるだろう。

一方、7～9月期のGDP第2次速報（2次QE）によれば、経済成長率は前期比年率2.5%と、現行の統計基準（2008SNA, 1994年～）では初となる7四半期連続でのプラス成長となった（第4図）。民間消費が5四半期ぶりの減少となったものの、民間在庫の積み上がりのほか、民間企業設備投資の堅調さ、さらには海外経済の持ち直しを受けた輸出増が成長率を押し上げた。なお、民間消費の減少も出来過ぎの感のあった4～6月期の反動減の範囲内だったことを踏まえれば、国内景気の改善基調そのものは維持できている。

(2) 政府の経済政策

安倍首相は、9月の衆議院解散にあたり、北朝鮮問題とともに少子高齢化を「国難」と位置づけたが、12月8日には少子高齢化に立ち向かうための「生産性革命」や「人

づくり革命」の実現などに向けた新しい経済パッケージが閣議決定された。減災・防災対策や日EU経済連携協定への対策などとともに、それらの一部を盛り込んだ17年度補正予算が編成されることとなっている。

一方、18年度予算については、「経済・財政再生計画」における集中改革期間の最終年度であり、同計画の歳出改革の「目安」を遵守し、一般歳出の伸びを5,300億円以下、そのうち社会保障関係費の伸びを5,000億円以下に抑えることが求められている。

なお、総選挙の争点として、安倍首相は19年10月には消費税率10%への引上げを予定どおり実施したうえで、債務返済に充てる分の一部を幼児教育無償化へ回すことを提案した。その結果として20年度までに基礎的財政収支（PB）を黒字化するという財政健全化目標の達成は不可能となり、達成時期は先送りされることになった。骨太方針2017ではPB黒字化に加えて、債務残高のGDP比の安定的な低下を目指すことが付加されており、それに関しては当面は達成可能とみられてはいる。しかし、市場関係者が安心でき、かつ無理なく、着実に財政健全化が進むような、頑健性の高いプランが再検討されることが望ましいことはいまでもない。こうしたなか、年収850万円超の給与所得者などへの増税措置が検討されるなど、所得税改革も進めようとしている。

(3) 国内経済の展望

世界経済の持ち直し傾向の下、日本経済も緩やかながらも着実に成長経路をたどっ

てきた。特に、最近では民間設備投資が底堅く推移している。企業業績は過去最高水準で推移しており、キャッシュフローは潤沢である。日銀短観などビジネスサーベイからは、大企業から中小企業に至るまで経営者マインドが改善していることが見て取れる。過去の投資抑制によって設備老朽化が進行、更新需要が積み上がっているほか、最近の人手不足は省人化・省力化投資ニーズを高めている。さらに、金融政策によって実質金利はマイナス圏で推移しているうえに、20年に開催される東京オリンピック・パラリンピック向けの需要もある。このような追い風もあり、民間設備投資は自律的拡大局面に入っているとみられ、しばらくは堅調に推移すると思われる。

一方、17年夏から秋にかけて、民間消費は東・北日本を中心とした天候不順や2週にわたる台風襲来などにより低調であったが、消費者マインドは堅調な推移であったほか、鈍いとはいえ賃金も徐々に上昇している。夏場に急低下した平均消費性向は先行き元の水準に戻っていくとみられ、その過程で消費は再び増勢を強めると思われる。

こうしたなか、政府は「働き方改革」や「生産性革命」「人づくり革命」などを通じて、賃上げの原資となる労働生産性の向上を促しているほか、経営者に積極的な賃上げを強く要請し続けている。さらに、法人

税実効税率を20%に引き下げようとする米国に合わせ、賃上げや設備投資に積極的な企業の税負担軽減を検討するなど、経済の好循環実現に向けて画策している。

以上のように、既に堅調に推移している輸出や民間設備投資に加え、民間消費の持ち直しが再び強まることにより、18年度の日本経済は1%台前半の成長が見込まれる(第1表)。GDPギャップで見た需要超過幅

第1表 2018年度 日本経済見通し

	単位	16年度 (実績)	17 (実績見込)	18 (予測)
名目GDP	%	1.0	1.9	2.2
実質GDP	%	1.2	1.8	1.3
民間需要	%	0.4	1.7	2.0
民間最終消費支出	%	0.3	1.2	1.2
民間住宅	%	6.2	1.7	0.8
民間企業設備	%	1.2	3.6	4.2
民間在庫品増加(寄与度)	ポイント	△0.3	△0.0	0.1
公的需要	%	0.5	0.6	0.1
政府最終消費支出	%	0.5	0.4	0.6
公的固定資本形成	%	0.9	1.2	△1.9
輸出	%	3.4	5.4	4.8
輸入	%	△1.1	3.2	5.9
国内需要寄与度	ポイント	0.4	1.5	1.7
民間需要寄与度	ポイント	0.3	1.3	1.6
公的需要寄与度	ポイント	0.1	0.2	0.1
海外需要寄与度	ポイント	0.8	0.3	△0.2
GDPデフレーター(前年比)	%	△0.2	0.2	0.8
国内企業物価(前年比)	%	△2.4	2.8	2.4
全国消費者物価(//)	%	△0.3	0.7	1.1
完全失業率	%	3.1	2.8	2.6
鉱工業生産(前年比)	%	1.2	5.1	4.9
経常収支	兆円	20.2	22.2	20.6
名目GDP比率	%	3.7	4.0	3.7
為替レート	円/ドル	108.4	112.3	115.0
無担保コールレート(O/N)	%	△0.04	△0.05	△0.05
新発10年物国債利回り	%	△0.05	0.05	0.09
通関輸入原油価格	ドル/バレル	47.3	53.2	55.0

資料 内閣府、経済産業省、総務省統計局、日本銀行の統計資料より作成
 (注) 1 全国消費者物価は生鮮食品を除く総合。断り書きのない場合、前年度比。
 2 無担保コールレートは年度末の水準。
 3 季節調整後の四半期統計をベースにしているため統計上の誤差が発生する場合もある。

第5図 逼迫する労働市場



資料 総務省統計局, 日本銀行
 (注) DIは全規模・全産業(除く金融機関)。

は拡大し、いわゆる「景気の天井」に次第に近づいていくだろう。既に失業率は24年ぶりの水準、有効求人倍率は44年ぶりの水準となるなど、雇用情勢は改善が続いているが、今後とも人手不足感は一段と強まるだろう(第5図)。なお、このまま順調に18年末まで景気改善が続けば、02~08年にかけてのいわゆる「いざなぎ景気(73か月)」に並ぶことになる。

(4) 鈍い物価上昇圧力

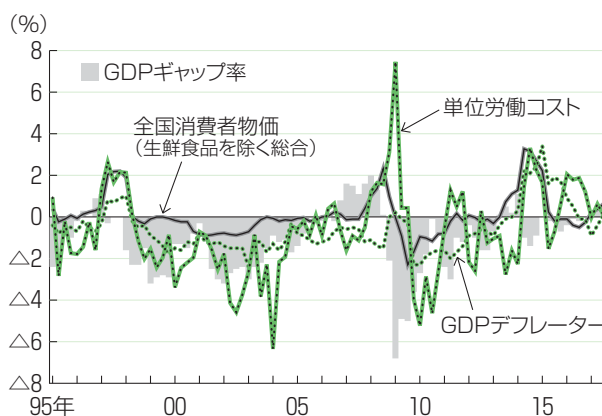
物価は相変わらず鈍い動きが続いている。10月の全国消費者物価によれば、代表的な「生鮮食品を除く総合」は前年比0.8%と、一見すれば上昇率が徐々に高まってきたといえる。しかし、「生鮮食品・エネルギーを除く総合」は同0.2%、「食料(酒類を除く)・エネルギーを除く総合」も同0.0%と、エネルギー高や円安に伴う値上げがもたら物価上昇の牽引役であることも見て取れる。エネルギー・円安による物価押し上げ効果はいずれ一巡する可能性が高いが、消費持ち

直しによる需給改善による物価上昇圧力が強まるか、が今後の焦点といえる。

その消費動向は賃上げに大きく左右されると考えられるが、日本労働組合総連合会(連合)は18年春闘において長時間労働の是正や正規・非正規雇用の待遇格差改善に加え、2%程度のベースアップを含む4%の賃上げを要求する方針を固めている。日本経済団体連合会(経団連)など経営側も3%程度の賃上げを各企業に要請する姿勢を見せているが、昨今の人手不足が今後の賃金交渉にどのように影響するのか重要である。

こうしたなか、かつて小泉政権の下で提示された「デフレ脱却判断のための4指標(消費者物価、GDPデフレーター、GDPギャップ率、単位労働コスト)」が17年7~9月期の段階で全てプラスとなったことが話題となった(第6図)。これを受けて、政府がデフレ脱却宣言を検討するのではとの憶測を

第6図 物価の中期的動向(前年比)



資料 内閣府, 総務省統計局

呼んでいるが、デフレ脱却を実現したということは、通常の景気後退局面では再びデフレに戻らないことも意味することを念頭に入れておく必要がある。

(5) 長期金利はゼロ近傍で推移

日銀が実施するイールドカーブ・コントロール政策の一環として、長期金利（10年物国債利回り）の操作目標がゼロ％に設定されていることもあり、17年を通じて長期金利はおおむねゼロ近傍（正確には僅かなプラス状態）で推移してきた。これまで述べてきたように18年にかけても内外経済の改善基調は続き、国内の物価上昇率も多少高まると思われるため、金利全般に上昇圧力がかかる状態は継続すると予想される。しかし、日銀が目標とする2％の物価上昇率にはまだ届かず、現行の金融緩和策が継続されることから、長期金利もゼロ近傍の小幅プラス状態（0～0.1％）での展開が続くだろう。なお、金利上昇圧力が高まる状況では指値オペ、固定金利オペ、買入れ増額などで対応し、「80兆円程度」とする国債保有額の年間増加額は据え置くものと思われる。

おわりに

—現在の景気はいつまで続くか—

以上のように、18年の内外経済は引き続き改善基調をたどると予想する。先進国中銀の金融政策転換が世界経済全体や国際的な資金フローに与える影響、その一方で当

面は大規模緩和を継続するとみられる日銀の金融政策との乖離が内外金融市場に及ぼす影響など、様々な留意点は存在するものの、景気後退につながるような深刻な下振れリスクは見当たらないように思われる。

あえて指摘するならば、米国景気がピークアウトするリスクであろう。幸いにも实体经济の改善に比べて物価上昇圧力が鈍いため、米FRBの政策正常化ペースは緩やかなものと見込まれている。しかし、GDPギャップが10年ぶりに需要超過状態となるなど良好といえる米国経済で、18年にも実施される可能性がある減税措置が、景気過熱を招き、それが予期せぬインフレ昂進、早急な利上げにつながり、景気後退時期が前倒しする可能性もある。そうなる、金融政策の正常化は一旦終了し、再び緩和策に戻ることも想定され、円高圧力が高まるだろう。日本経済は民間最終需要がようやく本格回復に向かい始めたとはいえ、米国経済の景気後退入りで輸出増といった下支えが外れると、先行き不透明感が高まることは否めない。

さて、18年秋には、次年度予算編成の都合上、19年10月に予定する消費税率の10％への引上げ（含む軽減税率適用）の最終判断をしなくてはならない。14年4月の税率引上げ後の景気停滞により、これまで2回増税を先送りしてきたが、18年にかけて景気拡大が続き、デフレ脱却に向けた動きが進んでいるのであれば、今回は延期する理由がなくなってくる。なお、次回増税時には追加的に1ポイントほど物価上昇率が高ま

るとみられるが、家計所得が前年比1%以上増加していれば、その「痛み」はかなり吸収できる可能性がある。そのためにも適正な賃上げの実現による経済の好循環が発生している必要がある。一方、景気拡大が長期化していることに伴い19年前後には国内景気もピークアウトする可能性が高まってくる。ただし、万一、19年前半あたりに景気後退に陥ったとしても、消費税率引上

げ前の駆け込み需要がその事実を覆い隠してしまうかもしれない。そうなった場合、19年10月以降は景気後退と駆け込み需要の反動減が重なり、深刻な景気悪化が引き起こされる。前述のとおり、目立った景気後退リスクはないものの、18～19年の国内経済にとっては的確な情勢判断が重要となる。

(みなみ たけし)



個人リテール金融の最近の動向と注目点

調査第一部長 内田多喜生

〔要 旨〕

家計の金融資産は2017年6月末現在で1,832兆円と史上最高の水準にある。とくに、株式等、投資信託の大幅増加が影響しているが、それは主に評価額の上昇による。「貯蓄から投資へ」の動きははまだ緩慢で、金融当局は、個人型確定拠出年金制度の拡充や積立NISAの導入等、個人の長期、積立、分散投資を促す制度の整備を進めている。一方、家計の金融負債は、これまで高かった貸家向けローンの伸びが鈍化し、消費者信用残高の伸びにも陰りがみられる。また、金融機関の収支状況をみると、量的緩和やマイナス金利の導入で、資金収支の減少が続く一方、手数料等役務取引等利益のウエイトは低いままである。

日本銀行「金融システムレポート」では、金融機関の収益性の低さの背景として、激しい預金獲得競争と、それに伴う店舗・人員のオーバーキャパシティ等を指摘する。そして、金融機関は新しいビジネスモデルへの転換が必要とし、具体的には、収益源の多角化や店舗・人員の再配置等の取組みを示唆する。ただし、金融庁の示す個人の資産形成ニーズへの対応を含め、「新しいビジネスモデル」は、個人利用者のリスクやコスト増、利便性低下を招く可能性もあり、いわゆる「金融弱者」「金融難民」を生まないよう、また「利用者保護」に配慮した取組みとすることが必要であろう。

目 次

はじめに

1 家計の金融資産の動向

- (1) 過去最高の資産残高
- (2) 流動性志向が強まる預金
- (3) 家計の貯蓄から投資への動きは緩慢
- (4) 長期的にみても家計はリスク資産投資に慎重
- (5) 個人の長期の資産形成を促す制度改正

2 家計の金融負債の動向

- (1) 貸家ローンの伸びはピークアウト

- (2) 消費者信用残高の伸びは国内銀行で鈍化傾向

3 マイナス金利導入後の金融機関の収益環境

- (1) 運用環境悪化による厳しい資金収支
- (2) 日銀「金融システムレポート」による低収益性の分析
- (3) 金融機関の新たなビジネスモデルについての示唆と課題

おわりに

はじめに

2016年2月に日本銀行（以下「日銀」という）は、日銀政策委員会・金融政策決定会合で「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」（以下「マイナス金利」という）を導入したが、それ以降、金利全般の下押し圧力がかかり、家計の金融資産・負債に大きな影響を与える一方、金融機関の経営環境をより一層厳しいものとした。また、16年は、金融庁の方針が従来の厳格な個別資産査定や法令順守状況の確認を重視する対応から、顧客本位の良質なサービス提供による顧客との「共通価値の創造」や、良質な金融商品・サービスの提供等を重視する対応へ転換した年でもある。

本稿では、これらの新たな金融政策の導入や金融行政の転換が、主に17年以降の家計や金融機関にもたらした影響について確

認していく。具体的には、足元の家計の金融資産と金融負債のそれぞれの状況と、背景にある金融機関の動向等を踏まえ、現在の個人リテール金融の動向について整理するものである。

1 家計の金融資産の動向

(1) 過去最高の資産残高

まず、足元の家計の金融資産の推移をみていくこととする。第1表は、日銀の資金循環統計における家計の金融資産の推移である。16年6月末にはブレグジットによる金融市場の混乱から一時的に前年比マイナスとなったものの、その後はプラスに転じ、17年6月末の家計の金融資産の合計は1,832兆円と、前年比4.4%の増加となり、残高が過去最高を記録した。現金・預金の増加率が、2四半期連続で前年比2%を超え、とくに、投資信託、株式等の増加率はそれぞれ

第1表 家計の金融資産の推移

(単位 %、兆円)

	前年比増加率								残高	
	15年		16				17		17年 6月末	構成比
	9月末	12	3	6	9	12	3	6		
金融資産計	1.5	1.7	0.3	△1.0	1.3	1.5	2.6	4.4	1,832	100.0
現金・預金	2.0	1.5	1.4	1.3	1.5	1.8	2.4	2.6	945	51.5
現金	5.1	5.4	7.1	6.3	5.5	4.2	5.0	5.3	83	4.5
預金計	1.8	1.2	0.9	0.8	1.1	1.6	2.1	2.3	856	46.7
流動性預金	4.4	3.8	3.4	3.7	4.9	6.2	7.3	7.3	404	22.0
定期性預金	△0.2	△0.7	△1.0	△1.4	△1.7	△2.0	△2.0	△1.8	452	24.7
投資信託	5.7	4.1	△3.7	△11.7	△1.8	0.3	7.2	15.6	100	5.5
株式等	△2.6	4.9	△1.6	△10.8	4.6	4.0	9.1	22.5	191	10.4
保険・年金・定型保障	1.9	1.3	0.5	0.1	0.1	0.3	0.4	1.1	520	28.4
うち保険	1.3	1.4	1.4	1.3	1.6	2.1	1.9	2.0	367	20.0
その他	0.9	△0.5	△4.5	0.8	4.8	1.1	4.0	0.2	52	2.8

資料 日本銀行「参考図表 2017年第2四半期の資金循環(速報)」

れ15.6%、22.5%と二けたを上回る高い伸びとなった。

なお、現金・預金の内訳をみると、マイナス金利導入以降、定期性預金の増加率が1%超のマイナスとなる一方で、流動性預金の伸びが高くなっている。この背景としては、マイナス金利のもとで、定期預金の金利がほぼ下限に張り付いていることと、金融機関側も運用難から、定期性預金を積極的に伸ばす状況にないことがあるとみられる。

ここで、家計の金融資産の増加分について、時価評価変動額（日銀統計上の「調整額」と購入額から売却額を引いた取引額（同「フロー」）^(注1)）とに分けてみると、16年6月末の一時的なマイナスは時価評価変動額の下落が大きく影響し、逆に、過去最高を記録した17年6月末の金融資産残高は、その増加分の過半を時価評価変動額の上昇が占めていることが分かる。また、時価評価変動額の前年比増加額は15年6月期以来の50兆円に迫る水準に達している（第1図）。

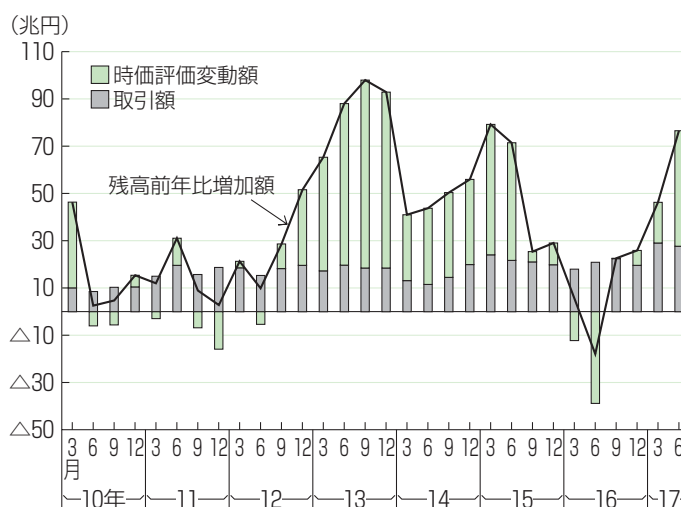
(注1) 残高の前年比増加額は、年間の時価評価変動額と取引額の合計である。本稿では期中の変動額、取引額を示す場合も、分かりやすいよう3月、6月として示す場合がある。

(2) 流動性志向が強まる預金

前記のように、家計の現金・預金の伸びが堅調ななか、国内銀行預金およびゆうちょ銀行の預金の内訳をみると、とくに流動性預金の伸びが大きくなっている。

第2図は、国内銀行および信用金庫にお

第1図 家計金融資産残高の前年比増加額の内訳

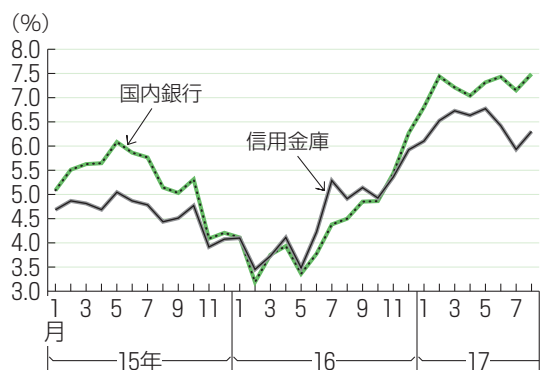


資料 第1表に同じ
 (注) 時価評価変動額は、日銀統計上の「調整額」、取引額は同「フロー」をさす。残高の前年比増加額は、年間の調整額とフローの合計。

ける個人の流動性預金の増加率の推移をみたものである。同図にみられるように、16年2月のマイナス金利導入後の金利低下を受けて、流動性預金の増加率は、国内銀行、信用金庫ともに大きくなっており、とくに、国内銀行では、17年2月以降7か月連続で7%を超えている。また、17年8月は7.5%と、13年4月の7.7%以来の高さである。

ゆうちょ銀行も同様の動きである。第2

第2図 国内銀行・信用金庫別個人流動性預金の前年比増加率



資料 日本銀行「預金・現金・貸出金」

第2表 ゆうちょ銀行の預金残高の動向

(単位 兆円, %)

	残高		前年同月比増加率					
	17年6月末	17.9	16.6	9	12	17.3	6	9
流動性・定期性合計	180.7	179.3	0.8	0.8	1.0	0.9	0.8	0.6
流動性預金	70.6	71.3	4.4	5.8	6.7	6.5	8.2	9.5
振替貯金	13.6	13.4	8.9	5.5	2.9	△5.9	2.0	4.2
通常貯金等	56.7	57.5	3.4	5.9	7.7	10.0	9.8	10.9
貯蓄貯金	0.4	0.4	△1.2	△0.7	△0.3	0.9	0.9	1.3
定期性預金	110.1	108.0	△1.2	△1.9	△2.1	△2.3	△3.4	△4.6
定期貯金	9.8	9.6	△10.8	△13.9	△13.4	△6.9	△11.7	△10.9
定額貯金等	100.3	98.5	△0.2	△0.4	△0.8	△1.2	△2.5	△3.9

資料 ゆうちょ銀行「決算説明資料」
 (注) 「その他の預金」は算入していない。

表は、ゆうちょ銀行の預金残高の推移をみたものである。ゆうちょ銀行への預入限度額は16年4月に従来の1,000万円から1,300万円に引き上げが行われ、それ以降の預金伸び率は、それ以前よりも高い1%前後の水準を維持している。また、内訳をみると、国内銀行および信用金庫と同様に流動性預金の伸びが上昇しており、16年9月以降は5%を上回り、17年9月には9.5%に達した。なかでも、通常貯金等の伸びが17年3月以降10%前後に達している。また、振替貯金は限度額引き上げによる有利子貯金へのシフトで17年3月期に前年比でマイナスとなったが、17年6月期にはプラスに転じた。一方で、定期性預金は、超低金利下でマイナスが継続しており、17年9月期では過去1年で最も低い4.6%のマイナスとなっている。

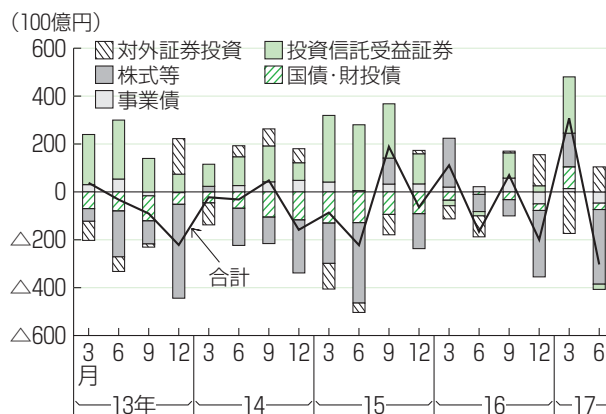
(3) 家計の貯蓄から投資への動きは緩慢

前記のように、家計の預金残高の動向をみると、マイナス金利導入を受けて、流動性への志向が高まっていることがうかがえ

る。その一方、家計の市場性金融商品への投資姿勢は慎重に推移したままである。

第3図は、主な市場性金融商品に対する家計のネットの取引額をみたものである。マイナス金利が導入された16年3月期以降の6四半期をみると、16年6月のブレイクによる金融市場の混乱もあり、株式がそのうち4四半期で、投資信託も3四半期で売り越しとなった。一方、15年まで償還が購入を大きく上回ったとみられる国債・財投債については、マイナス金利以降、その売り越し額が非常に小さくなり、17年3

第3図 家計による市場性金融商品のネットの取引額



資料 第1表に同じ
 (注) 取引額、日銀統計上の「フロー」をさす。

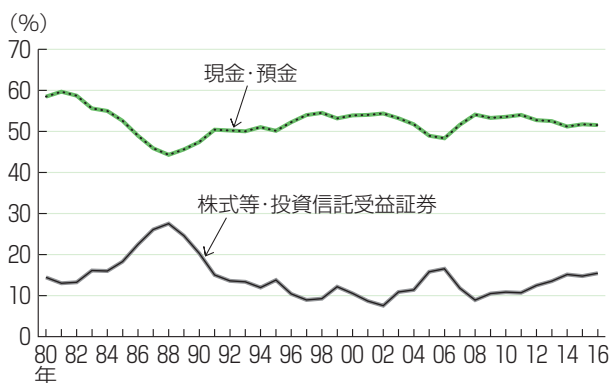
月には買い越しに転じている。ただし、この背景には、17年4月発行分からの国による販売会社への手数料（一部は購入者への還元）減額前の駆け込み需要の影響もあったとみられ、17年第2四半期は売り越しに転じている。

(4) 長期的にみても家計はリスク資産投資に慎重

17年6月末時点で過去最高を記録した家計の金融資産残高であるが、日銀の「資金循環の日米欧比較」によれば、日本では金融資産のうち現金・預金が51.5%と過半を占める（第4図）。これは、米国13.4%、EU 33.2%に比べ非常に高い。一方、投資信託、株式等の家計の金融資産に占める割合は、日本では、それぞれ5.4%、10.0%に対し、米国では、11.0%、35.8%、EUでも9.2%、18.2%と大きく上回る。このように、日本の家計は欧米に対し、リスク資産への投資に慎重である。

こうした傾向は中長期に継続しているものである。政府は90年代の金融ビッグバン

第5図 家計の資産残高に占める現金・預金と株式等・投資信託受益証券の占める割合



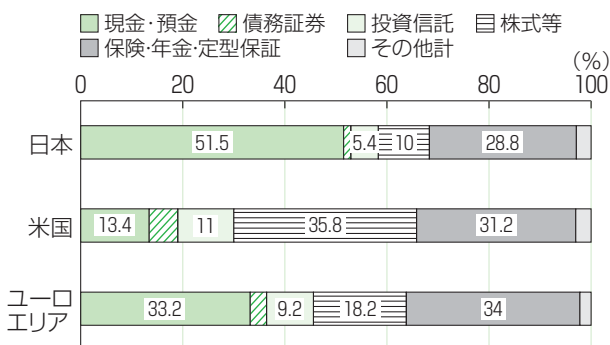
資料 日本銀行「資金循環統計」

時代から「貯蓄から投資へ」というスローガンを掲げ、個人の資産形成と投資の増加による経済の活性化を目指したが、第5図にみられるように、現金・預金の比率は、80年以降、バブル期とリーマンショック前の一時期を除き、5割を上回って推移している。逆に、株式等・投資信託受益証券の比率は、リーマンショックで一時的ではあるが1割を下回るなど、91年以降一貫して2割を下回って推移している。このように、超低金利の長期化にもかかわらず、投資への動きは鈍いものとなっている。

そして、金融庁「金融レポート」（17年10月）では、95年と16年を比較した際に、家計金融資産の伸びが米国では3倍以上に達したのに対し、日本では約1.5倍にとどまった背景について、大半が「日米家計のポートフォリオの違い等による運用リターンの差に起因すると考えられる」と指摘している。^(注2)

(注2) 金融庁 (2017b) 50頁

第4図 家計の金融資産構成(2017年3月末現在)



出典 日本銀行調査統計局「資金循環の日米欧比較」(2017年8月18日)

(5) 個人の長期の資産形成を促す制度改正

当然のことながら家計における「貯蓄から投資へ」の流れを促進するために、90年代以降、様々な取組みが進められてきた。例えば、01年10月に導入された確定拠出年金制度は、公的な年金財政に限界があるなか国民の年金資産を自助努力で運用するということがもともとの目的であるが、個人が投資によって長期にわたって資産形成を行うことにも資するものである。

その確定拠出年金制度は、利用者の拡充等を図ることを目的に、16年に大きな改正がなされた。第3表のように、個人型の確定拠出年金は17年1月から専業主婦や公務員も利用できるようになり、また、制度が使いやすくなるよう手続の簡素化等様々な措置が予定ないし実施されている。

さらに、14年1月に導入されたNISA（少額投資非課税制度）も、13年12月に廃止となった証券優遇制度の代替措置という側面もあるものの、家計の資産形成のため金融資

第3表 iDeCo(個人型確定拠出年金)(2017年1月～)

対象者	自営業者	専業主婦	会社員	公務員
年間拠出額(万円)	81.6	27.6	14.4 ^(注1)	14.4
非課税期間	制限なし			
投資可能商品	投資信託・保険商品・公社債・預貯金など			
払出し制限	60歳まで(例外あり ^(注2))			
税制上のメリット	掛金が全額所得控除 運用益が非課税 受給時の退職所得控除等			

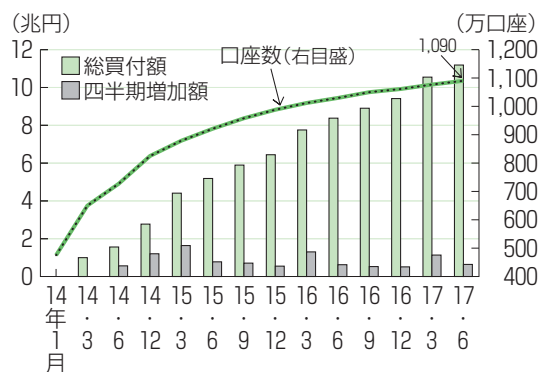
資料 金融庁「導入直前!『つみたてNISA』の制度説明」(平成29年9月10日)

(注) 1 企業年金等には加入していない場合、年間拠出額は27.6万円。企業年金等のうち企業型DCのみに加入している場合、年間拠出額は24万円。
2 一定の要件を満たした場合、脱退一時金の受取りが可能。

産を預貯金から投資に振り向けさせるといふ意味で「貯蓄から投資へ」の流れを後押しするための制度である。

ただし、NISAの利用状況にも課題がみられる。第6図のように17年6月末のNISA口座数は約1,090万口座（ジュニアNISA口座数は約23万口座）にとどまり、徐々に増加しているものの、このペースでは、政府が目標とする20年の1,500万口座達成は難しいとみられる。また、第4表のように、NISAの買付残高は60歳以上が約6割を占めるなど、高齢層の利用割合が高くなっている。金融庁は16年10月に「NISA制度の効果検証結果」を公表したが、そこでは、NISAの

第6図 一般NISA口座数と総買付額



資料 金融庁「一般NISA・ジュニアNISA口座の利用状況調査」

(注) 総買付額はNISA口座における14年からの買付額。

第4表 一般NISAにおける年齢別買付額(2017年6月末)

	(単位 兆円, %)	
	買付額	年代別比率
合計	11.2	100.0
20歳代	0.3	2.7
30	0.9	8.4
40	1.4	12.9
50	1.9	16.7
60	3.4	30.2
70歳代以上	3.3	29.1

資料 金融庁「一般NISA・ジュニアNISA口座の利用状況調査」(平成29年6月末時点)

現状として、口座開設者に占める50歳代以下の割合は依然半数に満たないものの徐々に増加しているとする一方、非稼働口座が過半数、積立投資の設定が若年層で低調、投資未経験者で開設後に投資に踏み切れない層の存在等を指摘している。

こうした現状を背景に金融庁は「平成28事務年度 金融行政方針」(16年10月)で、「国民の間に少額からの積立・分散投資による資産形成を広く普及させるため、現行のNISAよりも年間積立額を少額としつつ非課税投資期間を長期とする『積立NISA』の実現をはじめ、NISAの改善・普及に向けた取組みを進める」と記した。そして、実際に、18年1月より、投資初心者をはじめ幅広い年代の、より長期で安定的な資産形成をサポートする仕組みとして、「つみたてNISA」制度が導入される(第5表)。

同制度では、毎年40万円までの投資から得られる売却益などを20年間(計800万円分)非課税にできるが、現行のNISAとは併用できず、投資対象も信託期間が20年以上のものや毎月分配型でないものなど、長期の分散投資に適したものとなる。

第5表 つみたてNISA(2018年1月～)

対象者	20歳以上の居住者
年間拠出額	40万円
非課税期間	20年間
投資可能商品	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託で相対令・告示の要件を満たすもの
払出し制限	なし
税制上のメリット	運用益が非課税

資料 第3表に同じ

この「つみたてNISA」における具体的な運用対象となる投資信託については、金融庁の「長期・積立・分散投資に資する投資信託に関するワーキング・グループ」で検討が行われ、同ワーキング・グループの報告書に基づき17年3月31日に投資対象商品の要件等が公示された。しかし、告示で示された要件に沿う商品は、5,000本以上ある既存の公募株式投資信託のうち約50本にとどまるとされた^(注3)。その後、金融庁が設けた販売手数料や信託報酬に関する条件に対し、運用業界が新商品を出すなどして対応を進め、8月30日に金融庁は対象となる公募投資信託が114本になる見込みと発表している^(注4)。

このように、16年から17年にかけて、家計の長期の資産形成に資するような様々な制度の改正や新設が行われた。従来の一般NISA、ジュニアNISAに「つみたてNISA」が加わり、確定拠出年金制度も利用者の範囲が大幅に拡充された。家計の長期の資産形成手段が大幅に増加・拡充したことは評価すべきとみられるが、一方で、制度がより複雑化したことも否めず、上記の「平成28事務年度 金融行政方針」にあるように、「家計における投資知識や理解等のリテラシーの浸透のため、実践的な投資教育や、商品の判り易い比較情報の提供」の必要性がより一層高まっているとみられる。

(注3) 金融庁「第2回 家計の安定的な資産形成に関する有識者会議 事務局説明資料」(17年3月30日, 14頁)

(注4) 金融庁「つみたてNISA対象商品に係る事前相談の結果について」(17年8月30日)

2 家計の金融負債の動向

次に、家計を金融負債の側面からみていくこととする。第6表は、日銀の資金循環統計における家計の負債の推移である。

家計の借入金は15年以降1.5%前後の伸びが続いている。内訳をみると、借入金の3分の2を占める住宅借入については、公的住宅借入はマイナスが続いているものの、民間金融機関の住宅借入は、16年6月期以来、2%を上回る増加率が続いている。また、消費者信用は、15年6月期以降、前年比で4%を超える伸びが続いていたが、17年に入ると3%未満に鈍化している。

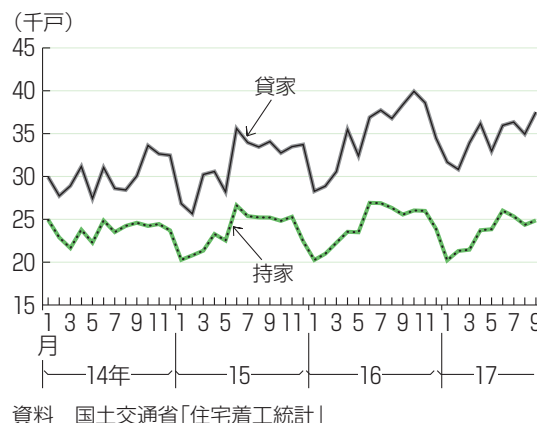
(1) 貸家ローンの伸びはピークアウト

ここで15年以降、高い伸びを続けてきた個人の貸家業向けの貸出金残高についてふれておくと、同貸出金残高は17年6月末で28.6兆円となり、09年に日銀が統計を開始

して以降、最高を更新した。

その背景としては、15年1月からの相続税課税強化の見直しが挙げられる。相続税の基礎控除の減額により課税対象者が増加し、土地の課税時の評価額を下げる方法として、賃貸住宅を建設する動きが活発化したとみられている。例えば、第7図にみられるように、持家と貸家の新規住宅着工戸数を比較すると、15年以降、持家の着工戸数と貸家の着工戸数が大きくかい離しており、こうした相続税の軽減対策としての賃

第7図 新規住宅着工戸数(月次)



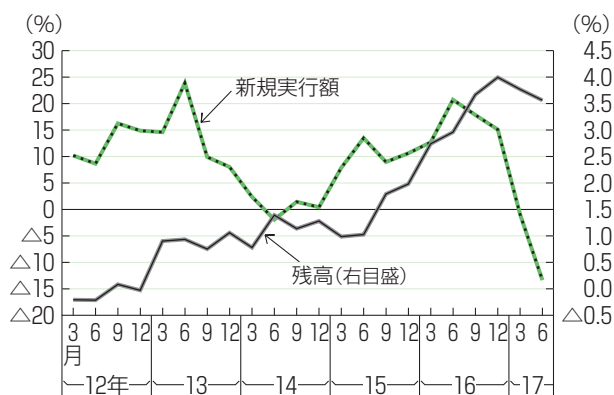
第6表 家計部門への借入金の動向

	前年比増加率									残高	
	15年		16				17			17年 6月末	構成比
	9月末	12	3	6	9	12	3	6			
借入合計	1.9	1.7	1.5	1.6	1.4	1.6	1.6	1.7	295.5	100.0	
うち民間金融機関	2.6	2.3	2.0	2.2	2.0	2.3	2.3	2.2	251.9	85.2	
住宅借入(a)	2.1	2.1	1.9	2.1	2.2	2.5	2.5	2.4	176.0	59.6	
消費者信用	5.4	5.7	6.8	5.3	4.3	4.0	1.9	2.5	33.1	11.2	
個人向け事業資金等	2.8	0.8	△0.8	0.4	△0.4	△0.1	1.6	1.3	42.8	14.5	
うち公的金融機関	△1.4	△0.9	△1.1	△1.2	△1.3	△1.4	△2.2	△1.6	38.6	13.1	
うち住宅借入(b)	△3.4	△2.4	△1.8	△2.2	△2.5	△2.9	△2.9	△1.8	22.5	7.6	
住宅計(a+b)	1.4	1.5	1.4	1.6	1.7	1.9	1.9	1.9	198.5	67.2	

資料 第1表に同じ

(注) 日銀の資金循環統計では家計への「貸出」と表示されている部分を分かりやすいよう「借入」とした。また、家計部門に個人事業主が含まれているため「企業・政府等向け」を個人向け事業資金等とした。

第8図 個人による貸家業向け貸出金の前年比増加率の推移



資料 日本銀行「貸出先別貸出金」
 (注) 国内銀行と信用金庫(ともに銀行勘定)。

貸住宅建築が多かったことが示唆される。

ただし、第8図のように、残高の伸び率は16年12月末をピークに低下に転じており、また、新規貸出金は17年に入ると2四半期連続でマイナスに転じ、とくに17年第2四半期は13.3%の大幅なマイナスである。

この間、賃貸住宅市場の需給に対する懸念は金融当局からも高まっており、例えば、日銀が17年1月に公表した「地域経済報告」のなかには「多くの地主等が短期間のうちに貸家経営に乗り出した結果、貸家市場全体でみると、需給が緩みつつあるとの声が聞かれている」「金融機関の貸家向けの融資姿勢は積極的との声が多く聞かれているが、一部には供給過剰懸念から慎重化しつつあるとの声もある」との記述がある。そのため、金融機関の融資姿勢にも変化が生じた可能性もある。

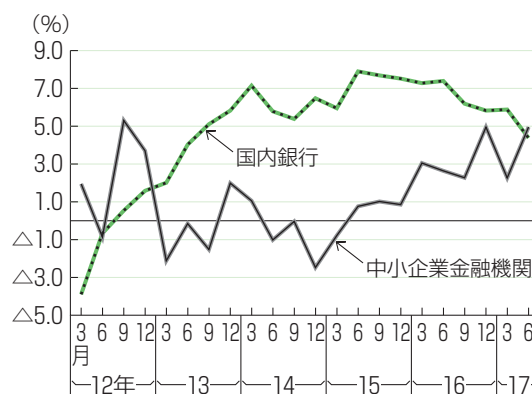
(2) 消費者信用残高の伸びは国内銀行で鈍化傾向

次に消費者信用残高についてである。こ

こで、消費者信用残高の前年比増加率の推移を国内銀行と中小企業金融機関についてみると、とくに、国内銀行の消費者信用残高の増加率が16年以降低下傾向にあることが特徴的である(第9図)。なお、日銀の貸出先別貸出金によれば、国内銀行(国内銀行+信用金庫)の個人向けカードローン等残高は17年7~9月期に前年比7.2%増の5.8兆円に達しているが、増加率自体は3四半期連続で低下している。

マイナス金利による運用困難な状況のなかで、消費者信用とくにカードローンは住宅ローンに比べると利ざやが大きく、各業態とも力をいれているとみられるが、銀行等は「年収の3分の1超」の貸付を禁止する総量規制の対象外であり、融資審査や広告宣伝等その融資姿勢については、懸念する声も出てきていた。例えば、多重債務への懸念から日本弁護士連合会は銀行への規制を求めている^(注5)。そういったなか、17年3月には、全銀協が「改正貸金業法の趣旨を踏まえた広告等の実施および審査態勢等の整備をより一層徹底する」等の内容の申し

第9図 消費者信用残高の前年比増加率



資料 第5図に同じ

(注6)
 合わせを公表し、さらに、同年9月には金融庁が業務運営の詳細な実態把握を進めるとともに、審査の厳格化を徹底するためにカードローン業務に関わる検査を実施することを表明している。こういう状況下で、カードローンにおいても、慎重な姿勢に転換する金融機関も出てきているとみられる。

(注5) 日本弁護士連合会「銀行等による過剰貸付の防止を求める意見書」(16年9月16日)

(注6) 全国銀行協会「銀行による消費者向け貸付に係る申し合わせ」(17年3月16日)

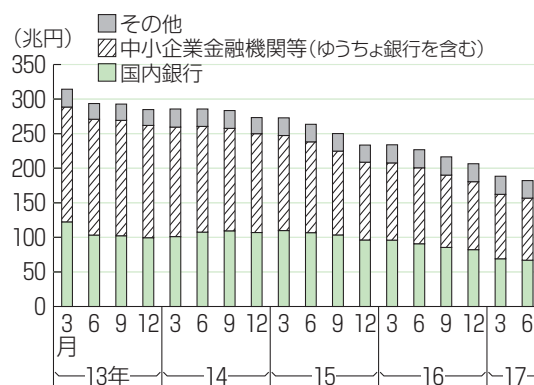
3 マイナス金利導入後の金融機関の収益環境

(1) 運用環境悪化による厳しい資金収支

13年4月の日銀の「量的・質的金融緩和」の導入に伴う長期国債の買入れ量と対象範囲の拡大、それによる長期金利の低下もあり、金融機関の国債・財投債残高は減少が続いている(第10図)。例えば、13年3月と17年6月期の預金取扱機関の国債・財投債残高を比べると、減少額は国内銀行で55兆円、中小企業金融機関等(ゆうちょ銀行含む)で76兆円に上る。

この「量的・質的金融緩和」による超低金利の継続に、さらにマイナス金利導入も加わり、金融機関の運用難は長期化し、日銀の当座預金も大幅に積み上がっている。第11図にみられるように、その額は、17年9月で350兆円を突破し、これはマイナス金利導入当初の16年2月に比べ99兆円も増加している。とくに、ゼロ金利もしくはマイナス金利が適用される残高が45兆円から

第10図 預金取扱機関の国債・財投債残高

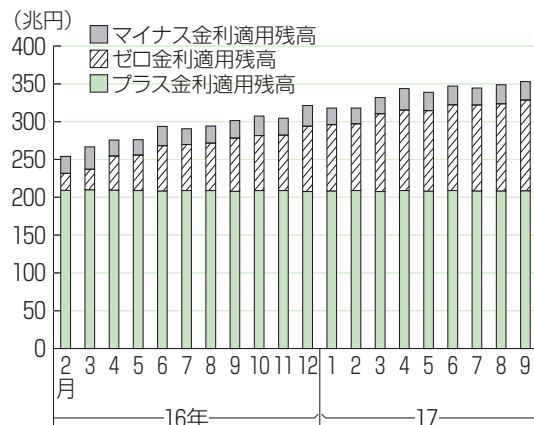


資料 第5図に同じ

144兆円へ3倍以上に増加している。

このように超低金利が長期化するなかで、家計と同様、金融機関の運用も厳しさを増し、資金の余剰感が強まっているとみられる。こうした状況を受け、金融庁の金融レポート(17年10月、9頁)では、「金利の低下が、我が国の預金取扱金融機関の資金利益を押し下げている。現在の金利環境が続くと、今後においても、金融機関が保有する比較的高い金利の融資や債券が次第に低金利の融資・債券に置き換わり、資金利益

第11図 マイナス金利導入後の適用金利別日銀当座預金残高の推移



資料 日本銀行「業態別の日銀当座預金残高」
 (注) 当月16日～翌月15日の平均残高。

の低下圧力が継続することが予想される。こうした環境の中でいかに持続可能なビジネスモデルを構築していくかが課題」としている。

実際に、金融機関の経営環境は、マイナス金利導入後に、国内を営業基盤とする金融機関で厳しさを増している。第7表は、都市銀行、地方銀行、第二地銀、信用金庫の16年度決算をみたものである。同表にみられるように、資金利益はいずれも前年比マイナスだが、とくに、都市銀行以外で△3%を超えるマイナスとなっている。ここで、4業態の収益の構成比をみると、周知のとおり、都市銀行以外は、国内の資金利益のウエイトが8割～9割と非常に高く、国内役務取引等利益や国際業務粗利益のウエイトが非常に小さいことが指摘できる。

(2) 日銀「金融システムレポート」による低収益性の分析

こうした国内を営業基盤とする金融機関の収益性や役務取引等利益のウエイトの低さの背景について、日銀の「金融システムレポート」(17年10月)では、詳細な分析を加えている。

日本の金融機関の収益性の低さについて、同レポートでは、「低金利環境の長期化による資金利益の減少に加え、非資金利益の低さも影響」(概要版19頁)とし、非資金利益の国際的にみた低さを指摘するとともに、「相応にコストのかかる金融サービスを無料で提供している例が少なくない」「為替、投信・保険販売業務で役務収益の過半」、さらに、海外と比較した「手数料設定スタンスの違い」についても、問題があるとする。

第7表 業態別の損益状況(2016年度)

(単位 億円, %)

	都市銀行		地方銀行		第二地銀		信用金庫	
	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率
業務粗利益	52,672	△4.9	33,251	△7.1	9,256	△4.4	17,222	△3.8
国内業務粗利益	34,497	1.2	32,087	△3.8	8,983	△3.5	17,222	△3.8
国内資金利益	23,441	△2.4	27,289	△3.6	7,991	△3.1	15,680	△3.5
国内役務取引等利益	8,413	△2.9	4,004	△8.4	727	△11.2	659	△9.2
国内特定取引利益	540	-	42	△21.6	-	-	-	-
国内その他業務利益	2,103	8.6	753	20.9	265	8.7	881	△5.4
国際業務粗利益	18,175	△14.5	1,164	△51.9	273	△25.5	-	-
経費	31,144	1.9	23,058	△0.2	7,087	△0.1	13,445	△0.6
一般貸倒引当金繰入金	828	-	△155	-	7	-	△40	-
業務純益	20,700	△22.8	10,348	△18.5	2,161	△19.3	3,817	△13.0
臨時損益	794	-	971	△18.6	190	△8.7	△37	△191.0
経常利益	21,494	△14.8	11,317	△18.5	2,350	△18.5	3,778	△14.7
当期純利益	16,418	△10.1	7,954	△15.4	1,701	△11.6	2,783	△16.5
国内資金利益/業務粗利益	45	-	82	-	86	-	91	-
国内役務取引等利益/業務粗利益	16	-	12	-	8	-	4	-
国際業務粗利益/業務粗利益	35	-	4	-	3	-	-	-

資料 信金中金地域・中小企業研究所「全国信用金庫概況・統計(2016年度)」, 全国銀行協会「全国銀行の平成28年度決算の状況(単体ベース)」

そして、非資金利益の低さの背景について、狭い国土のなかで多くの金融店舗が密集し、激しい預金獲得競争を繰り広げた結果、「預金関連手数料を課すことを前提としないビジネスモデルが金融機関に定着していった」ことを指摘する。具体的には、人口との関係で「郵便局数まで含めると、オーバーバンキングとされるドイツとほぼ同水準」とする店舗数の多さ、また、従業員数や店舗数が「需要対比で過剰（オーバーキャパシティ）となっている可能性」、さらに、「企業密度の高い都市圏に店舗を集積させる傾向（『密度の経済性』が作用）」が過度の競争で店舗収益性を低下させる「合成の誤謬」を発生させていること等を指摘している。

こうした分析等を下し、同レポートでは、金融機関が経営方針を策定するうえで、「①収益源の多様化を図る、②よりきめ細かい採算管理を実施し、他金融機関との競争も踏まえた効率的な店舗配置や提供するサービスの見直しを行う、③業務改革を進め、設備と従業員の適正配置によって、労働生産性を向上させていくことが重要である。また、④金融機関間の合併・統合や連携も、収益性改善の選択肢の一つ」（本文170頁）としている。

このように日銀は、日本の金融機関の収益性の低さについて、低金利の長期化とともに、構造的な問題を指摘し、その解消に取り組むことが重要であるとしている。

(3) 金融機関の新たなビジネスモデル についての示唆と課題

低金利の長期化に加え、日本の金融機関の抱える構造的な問題が前記のように、激しい預金獲得競争を繰り広げた結果、「預金関連手数料を課すことを前提としないビジネスモデル」等にあるとされるなか、新たなビジネスモデルの構築が課題になっている。

例えば、前記の日銀の金融システムレポートからよみとれるビジネスモデルの転換が金融機関の「オーバーキャパシティ」の解消とするならば、店舗や人員の再配置等で預金獲得競争を抑制しコストを削減するとともに、サービスの見直しで預金関連手数料等収益源の多角化を図ることを示唆していよう。ただし、これらの取組みは、個人利用者の視点でみると、物理的な金融サービスへのアクセスの低下やコストの増加につながる可能性もある。もちろん一部は、フィンテック等の金融ICTサービスの利用でカバーできようが、それらICTとの親和性の高い若年層はともかく、高齢者層を中心にいわゆる「金融弱者」「金融難民」になりかねない人々への配慮をどうするかが課題となるとみられる。

一方、金融庁の金融行政方針（17年11月）でも、地域金融機関について「厳しい経営環境の下、多くの地域金融機関にとって、単純な金利競争による貸出規模の拡大により収益を確保することは現実的ではなく、持続可能なビジネスモデルの構築に向けた組織的・継続的な取組みが必要」（本文17頁）

としている。さらに、「直近の2017年3月期決算では、顧客向けサービス業務（貸出・手数料ビジネス）から得られる利益は、過半数の地域銀行でマイナス」（同上）で、低金利環境が継続すると、今後さらに増加するとの懸念も示している。

この「持続可能なビジネスモデル」について金融庁は、「ビジネスモデルに単一のベスト・プラクティスがあるわけではないが、地域企業の価値向上や、円滑な新陳代謝を含む企業間の適切な競争環境の構築等に向け、地域金融機関が付加価値の高いサービスを提供することにより、安定した顧客基盤と収益を確保するという取組み（『共通価値の創造』）は、より一層重要性を増している」（同上）とし、主に、地域企業の金融ニーズの把握と適切なサービス向上が必要であると指摘している。

なお、個人リテール金融に関する新たなビジネスモデルに関連する事項としては、上記の金融庁の金融行政方針における「家計の安定的な資産形成の推進と顧客本位の業務運営」の中に、従来の「長期・積立・分散投資の推進」と並んで、「退職世代等に対する金融サービスのあり方の検討」が加わったことが注目される。そこでは、「退職世代等の置かれている状況が様々である」ことを踏まえながら、「それぞれの状況に適した資産の運用と取崩しを含めた資産の有効活用が計画的に行われる必要がある」としている。また、「フィナンシャル・ジェロントロジー（金融老年学）の進展も踏まえ、よりきめ細やかな高齢投資家の保護につい

て検討する必要がある」としている。

ここで、野村・荒井（2015）によれば、ジェロントロジーとは「老齡期及び老齡化プロセスの研究」で、生物学、医学、保険、介護等多岐にわたる学際的な学問分野であり、「金融老年学」とは、「ジェロントロジーの複数分野にわたる研究に立脚しつつ、終身にわたる『資産寿命』（wealth span）の問題と、老齡化する個人及び家族の願望について理解を深めようとする学術分野」である。そこでは、平均寿命と健康寿命という2種類の寿命に、資産寿命という概念が追加され、「資金面の制約なく生活できる期間」である資産寿命と平均寿命との差をできるだけ縮めることが重要になる。

金融庁が日本の金融資産の6割を占める60歳以上世帯への金融サービスのあり方についての検討を進める意味は大きいとみられる。平均寿命が長期化するなか、退職後、安全資産の取崩しだけでは「資産寿命」とのかい離を招きかねず、資産を運用しながら取り崩すニーズは今後着実に高まるとみられるからである。また、このことは、金融機関にとっても、「預金獲得競争」「単純な金利競争による規模拡大」とは異なる「持続可能なビジネスモデル」にもつながっていきう。もちろん、その場合に、加齢とともに認知機能が低下していく高齢投資家の保護をどう図っていくかの検討も同時に進める必要があり、金融庁の掲げる「顧客本位の業務運営」に沿った取組みが必要となるろう。

おわりに

個人リテール金融の足元を取り巻く環境は、超低金利の長期化から運用難が個人、金融機関ともに顕著になっており、とくに、国内を主な営業基盤とする金融機関にとっては、資金利益の減少から、非常に厳しい収支状況となっている。

こうした環境下で、直近の金融庁の金融行政方針や日銀の金融システムレポートは、金融機関に新しいビジネスモデルへの転換を迫るものとなっているが、厳しい環境下でのその取組みは、個人利用者の利便性を低下させるものとなる可能性もあり、十分な配慮が必要であろう。また、個人の資産形成や退職者等への金融サービスの取組み強化も示唆されているが、そのためには、家計側のいわゆる金融リテラシーを高める取組みを同時に進め、利用者の属性やニーズに十分配慮した取組みとしていくことが必要であろう。

<参考文献>

- ・金融庁（2013）「高齢化社会に対応した金融サービスの向上にむけて」5月13日
- ・金融庁（2016a）「平成28事務年度 金融行政方針」10月
- ・金融庁（2016b）「NISA制度の効果検証結果」10月
- ・金融庁（2017a）「『長期・積立・分散投資に資する投資信託に関するワーキング・グループ』報告書」3月30日
- ・金融庁（2017b）「平成28事務年度 金融レポート」10月
- ・金融庁（2017c）「平成29事務年度 金融行政方針」11月
- ・佐藤彩生（2016）「個人リテール金融における注目点—地方創生の観点から—」『農林金融』1月号
- ・重頭ユカリ（2015）「個人リテール金融をめぐる注目点—日本再興戦略等において目指す方向と課題—」『農林金融』1月号
- ・重頭ユカリ（2017）「個人リテール金融市場の注目点—政策の転換を迎えた2016年—」『農林金融』1月号
- ・杉田浩治（2016）「投資信託の販売をめぐる世界の動向」日本証券経済研究所，9月
- ・高山航希（2013）「個人リテール金融の見通し—農協をとりまく情勢—」『農林金融』1月号
- ・日本銀行（2017）「金融システムレポート」10月
- ・野村亜紀子・荒井友里恵（2015）「米国のフィナンシャル・ジェロントロジーと日本への示唆—高齢投資家への包括的アプローチの模索—」『野村資本市場クォーターリー』秋号

（うちだ たきお）



農業競争力強化に向けた制度改革と 農業政策の課題

研究員 植田展大

〔要 旨〕

2017年の通常国会で、農業の競争力強化を目的とした8つの法律（農業競争力強化関連法）が可決・成立した。これによって、今後も一層、農業の生産性を高めながら持続的に発展できる農業経営の育成に重点を置いた政策が進められると考えられる。

一方、これらの法律には「食料・農業・農村基本法」（新基本法）以降の農業政策で志向されてきた農業の多面的機能や多様な担い手、農村振興を重視する方向性がみられない。

近年の農業政策は産業政策的な傾向を強め、産業としての農業の発展を妨げる規制の撤廃をかかげて法改正や新法制定が進められており、農業競争力強化関連法もこの流れに位置づけることができる。これらの法律の成立後には「農林水産業・地域の活力創造プラン」の3次改訂も行われており、「規制」改革に偏った動きがさらに進むと見込まれる。しかし、産業政策的な農業政策のみに傾斜することは、農業経営の育成に必ずしも有効とはいえず、また、食料安全保障の観点からも問題があるため、新基本法の精神に立ち返った政策への転換が必要である。

目 次

- | | |
|------------------------------|----------------------|
| はじめに | 2 農業競争力強化関連法の内容 |
| 1 産業政策的な側面を強める農業政策 | (1) 背景と経緯 |
| (1) 農業競争力強化を目的とした制度改革 | (2) 法律の内容 |
| (2) 「2つの農政」の形成過程 | 3 今後の農業政策の方向 |
| (3) 「2つの農政」の実施とゆらぎ | (1) 「活力創造プラン」の3次改訂 |
| (4) 「農業成長産業化」の推進と地域政策の
軽視 | (2) 日経調報告書が描く将来の農業像 |
| | (3) 競争力強化路線からの転換の必要性 |

はじめに

2012年に発足した第2次安倍政権以降の農業政策は、農業の競争力強化を中心に据えて進められてきた。17年度通常国会では、16年11月の「農業競争力強化プログラム」(以下「強化プログラム」という)、2次改訂された「農林水産業・地域の活力創造プラン」(以下「活力創造プラン」という)を受けて、8つの農業競争力強化法案が提出された(第1表)。

審議は、強化プログラムで課題とされた事項である生産資材価格形成の仕組みの見直し、流通・加工業界の構造再編に関連した農業競争力強化支援法^(注1)、生乳流通の見直

しに関連した畜産経営の安定に関する法律の一部改正(畜安法の改正)を中心に進められ、8つの法律すべてが会期中に可決・成立した。

その後、17年12月には活力創造プランの3次改訂が行われ、所有者不明地に関する農地制度の見直し、卸売市場制度などの食品流通構造改革などが加わり、農業政策は次の段階に進みつつある。

こうした現状を適切に把握するためには、一連の動きを整理・評価する必要がある。そこで本稿では、歴史的な視角から農業競争力強化関連法を近年の農政改革のなかに位置づけ、次に特徴的な法律の内容と課題を確認する。また、農業政策の今後へ向けた動向を確認し、最後にあるべき方向を示

第1表 農業の競争力強化を目的にした8つの法律の概要

法律名	提出時に示された理由	法律の主な内容
農業競争力強化支援法	・農業の持続的発展のためには、低廉な資材の供給と流通の合理化が必要	・良質かつ低廉な農業資材の供給または農産物流通等の合理化に関して、国の責務や講ずべき施策など ・農業生産に関連した事業の再編・参入を推進
土地改良法等の一部改正	・農地中間管理機構の管理する農用地の土地改良事業の推進、農業用排水施設の耐震化	・農地中間管理機構の借入農地で、農業者費用負担のない土地改良事業の創設
農村地域への産業の導入の促進等に関する法律(農村地域工業等導入促進法の一部改正)	・社会情勢の変化を踏まえ、農村地域への導入を促進する産業の対象を全業種に拡大	・農村地域への導入を促進する産業の業種を工業など5業種からすべての業種に拡大
農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部改正	・農林水産業の国際競争力強化のため、JAS規格改定、農林水産消費安全技術センターの業務追加	・JAS規格の制定範囲拡大
畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部改正	・需給状況に応じた乳製品の安定供給の確保	・加工原料乳生産者補給金の交付対象となる事業者の範囲拡大
農業保険法(農業災害補償法の一部改正)	・農業収入の減少の影響を緩和する収入保険事業の創設	・農業経営の総収入に対応した収入保険制度の創設 ・農業共済制度の見直し
農業機械化促進法の廃止	・農業機械化促進法が一定の役割を終えたため	・国・都道府県が行う農機具の形式検査制度など
主要農作物種子法の廃止	・主要農作物種子法が一定の役割を終えたため	・都道府県に原種・原々種の生産や品種の試験を義務付け

資料 農林水産省Webページ、参議院Webページより筆者作成。

したい。

(注1) 農林水産省の説明では、農業競争力強化支援法の「競争力」を、「外国産の農産物に対して、価格競争力だけでなく農業の生産性を高めながら、高い収益性を確保して持続的な発展ができる力」(農林水産省大臣官房政策課(2017))としている。

1 産業政策的な側面を強める 農業政策

(1) 農業競争力強化を目的とした制度改革

92年に策定された「新しい食料・農業・農村政策の方向」(新政策)と、それを受けて99年に成立した「食料・農業・農村基本法」(新基本法)のもとで、日本の農業政策は、貿易自由化に対応できる「効率的かつ安定的な農業経営」の育成を1つの軸として重視してきた。17年度通常国会に提出された農業競争力強化関連法も、農業の生産性を高め競争力を強化することを目指す点では、新政策、新基本法に連なる産業政策的な農業政策とみることができる。

17年度の通常国会で成立した法律では、近年の農業政策が志向する農業経営体の競争力強化の姿勢が貫かれている。例えば、農業競争力強化支援法は、農業経営体が持続的に発展していくために必要な低廉な資材の供給と流通の合理化を法律の目的に挙げている。また、土地改良法の改正は、農地所有者の負担なしで基盤整備を行う仕組みを導入することで、農地の集積・集約化を促進させることを目的にしている。

しかし、新政策や新基本法以降の農業政

策には、産業政策につながる軸(第1の軸)に加えて、もう1つの軸(第2の軸)があった。それは、農業の多面的な機能、農業の生産基盤となる農村を重視した政策である。両方の軸を合わせて「2つの農政」や「車の両輪」と呼ばれ、こうした幅広い視野を持って農政は進められてきた。ところが、近年の農業政策は競争力強化あるいは産業政策に偏っており、第2の軸が希薄化している。

(2) 「2つの農政」の形成過程

以下では、こうした「2つの農政」の形成過程とその実施内容を確認し、現在の農業政策の特徴を析出したい。

86年9月に開始されたガットのウルグアイラウンド(UR)では農産物の貿易自由化が争点となり、交渉の進展に対応する形で日本の農業政策は変更を迫られた。URに先立つ86年4月には、「国際協調のための経済構造調整研究会」が「前川レポート」を発表し、国際協調のための経済構造調整の一環として、農産物について「国内市場の一層の開放に向けての将来展望の下に、市場アクセスの改善に努めるべき」と輸入の自由化路線が示された。このレポートを背景に、86年11月には農政審議会が「21世紀に向けての農政の基本方向」を発表した。その中で、農業生産性の向上によって貿易自由化に対応する方針が示され、87年には米の生産者価格が引き下げられた。

URにおける交渉の決着を見越して策定された新政策(92年)では、「効率的かつ安

定的な農業経営」に稲作生産の8割を集中させるなど、一部の経営を選別した農業政策の方針が盛り込まれた。新政策を受けて、93年には農用地利用増進法の改定という形で成立した農業経営基盤強化促進法に基づき、特定の農業者を融資や税制の面などで優遇する認定農業者制度が導入された。^(注2)

一方、中山間地域のような条件不利地に対して特別な位置づけを与える政策も同時に導入が進められ、93年に「特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律」が施行された。同法は、新たな農作物の作付けや付加価値の高い農作物の作付けに対する助成措置にとどまったが、条件不利地を対象に農業の活性化とともに農村の振興を目的としており、前述した第2の軸に連なる動きであったと言える。^(注3)

URは93年12月に合意に達し、95年に新たに発足したWTO体制のもとで、原則として輸入制限は関税化され、貿易歪曲的な価格支持政策などの国内助成や関税率が削減されることになった。95年に国は食糧法を廃止して「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」(食糧法)を制定し、米の流通や価格形成は原則的に市場に委ねられることになった。

「21世紀に向けての農政の基本方向」と新政策を受けて、99年に制定された新基本法は、この2つの軸を合わせ持っていた。「効率的かつ安定的な農業経営」の育成を目的とした新政策の方針は引き継がれたが、同

時に新基本法は、産業政策にとどまらない視野の広さを持っており、国内の農業生産の増大を通じた食の安定供給や食料自給率を重視し、農業の多面的機能という枠組みを提示したうえで、地域の多様性を前提にして農業の持続的な発展を目指す姿勢を明示していた。加えて、農業の持続的な発展の基盤に農村を位置づけ、その振興も重視した。国内経済に占める農業の位置づけが低下し農業就業人口も減少するなかで(第2表)、農工間格差の是正を目的とした農業基本法が主として農家を政策対象にしたのとは異なり、新基本法は農業の多様な価値を示すことで、国民全体に農業政策への理解を求めた点に特徴があった。そして、新基本法の農業の多様な側面を重視する姿勢を体現する政策として、2000年度から本格的な直接支払として中山間地域等直接支払^(注4)が開始された。

(注2) 認定農業者制度は、市町村が地域の実情に合わせて「効率的かつ安定的な農業経営」の目標等を内容とした基本構想を策定し、この目標に合わせて農業者が作成する農業経営改善計画を市町村が認定する制度であり、認定されるとスーパーL資金などの低利融資制度や税制措置での優遇、農地流動化対策などの政策的な支援を受けることができる。

(注3) 同法の目的には「特定農山村地域について、地域における創意工夫を生かしつつ、農林業その他の事業の活性化のための基盤の整備を促進するための措置を講ずることにより、地域の特

第2表 日本農業の変化

	85年	95	05	10	15
農業産出額(兆円)	11.6	10.5	8.5	8.1	8.8
農業就業人口(万人)	543	414	335	261	210
耕地面積(万ha)	538	504	469	459	450
1人当たりの米消費量(kg)	75	68	61	60	55
食料自給率(カロリーベース)(%)	53	43	40	39	38

資料 農林水産省による各種統計資料より筆者作成。

性に即した農林業その他の事業の振興を図り、もって豊かで住みよい農山村の育成に寄与することを目的とする」とある。

(注4) 中山間地域等(第35条)に対する国の基本施策では、「地域の特性に応じて、新規の作物の導入、地域特産物の生産及び販売等を通じた農業その他の産業の振興による就業機会の増大、生活環境の整備による定住の促進その他必要な施策を講ずるものとする」として「適切な農業生産活動が継続的に行われるよう農業の生産条件に関する不利を補正するための支援を行うこと等により、多面的機能の確保を特に図るための施策を講ずるものとする」としている。

(3) 「2つの農政」の実施とゆらぎ

その後の農業政策は、「効率的かつ安定的な農業経営」の育成を目的にした選別的な産業政策と、農業の多様な側面を重視した地域政策の2つの軸で展開していったものの、2つの農政のバランスは必ずしも一貫していなかった。

新基本法後の米政策では、国による生産調整に代わって地域内の農業者・農業団体が主体となった産地づくりに重点が置かれる一方で、一部の農業経営に限定した直接支払制度が導入された。02年に国は「米政策改革大綱」を策定し、04年度からは市町村・農協などで構成される地域水田農業推進協議会(以下「地域協議会」という)が設置され、農業者と話し合いながら将来のビジョンを作成することになった。また、07年度産からは農業者・農業団体が主体となった需給調整システムが導入され、同時に4ha以上(北海道は10ha以上)の認定農業者、20ha以上の集落営農組織などに絞った選別的な政策である品目横断的経営安定対策が開始された。

しかし、07年から開始された農業者・農

業団体が主体となった需給調整は全国的な米の過剰作付けの要因となり、米価は大幅に下落した。そのため国は、08年産米から過剰米に対するペナルティを強化するなど、再び米政策への関与を強めた。

さらに、09年の政権交代で誕生した民主党政権の下では、選別的な農業政策を改め、多様な農業者の存在を前提にその取組みを支援する農業政策が展開された。戸別所得補償制度に基づいた水田利活用自給力向上事業は、米の生産調整に参加した農業者を対象に補助金を支給する一方、生産調整に不参加でも水田で麦・大豆を作れば補助金の支給対象にした。^(注5) また、10年3月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」(以下「基本計画」という)では、食料自給率目標を45%から50%に引き上げるとともに、「兼業農家や小規模農業経営を含む意欲あるすべての農業者が将来にわたって農業を継続し、経営発展に取り組むことができる環境を整備する」として、多様な農業者の存在を前提とした政策姿勢を鮮明にした。

しかし、民主党の農業政策は、10年10月のTPPへの参加表明と前後して、産業競争力の重視に傾いていった。11年に食と農林漁業の再生推進本部が発表した「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」(以下「行動計画」という)では、輸出拡大による農業の「成長産業化」を強調し、また「平地で20~30ha、中山間地域で10~20haの規模の経営体が大宗を占める構造」を目指すとした。そして、この実現に向けて、「担い手、農地、生産対策、関連組

織等に関する仕組みを見直し、一体的に改革する」として、一部の大規模経営を重視する路線に転換し、行動計画に基づき、市町村や集落を単位とした話合いのなかで中心的な経営に農地の集積を推進する「人・農地プラン（地域農業マスタープラン）」の作成を進めるなど、農業政策は選別的な色合いを強めた。

（注5）大規模な経営ほど米・麦を生産しながら補助金を多く受給することができたため、農業者の規模拡大を進める効果があったとの指摘もある（柳村（2014））。

（4）「農業成長産業化」の推進と地域政策の軽視

12年12月に発足した第2次安倍政権下の農業政策では、官邸主導のもと、農業政策は規制改革会議（16年9月から規制改革推進会議に改組）と産業競争力会議（16年9月から未来投資会議に改組）が深く関与することで産業政策への傾斜をさらに強めていった。13年6月に閣議決定された「日本再興戦略」では、「今後10年間で6次産業化を進める中で、農業・農村全体の所得を倍増させる」とする農林水産業の「成長産業化路線」を明確に打ち出した。その目的は農業・農村全体の底上げにあるのではなく、一部の競争力のある農業経営の育成にあった。

さらに、13年12月に閣議決定された活力創造プランでは、TPP参加を前提とした輸出主導型の経済成長路線が追及され、一般企業の参入を含めて競争力のある農業経営の形成が目標に設定された。この活力創造プランには、①国内外の需要を取り込むた

めの輸出促進、地産地消、食育等の推進、②6次産業化の推進、③農地中間管理機構の活用等による農業構造の改革と生産コストの削減、④経営所得安定対策の見直し及び日本型直接支払制度の創設などが盛り込まれ、この実現に向けて政策が講じられることになり、以下の「4つの改革」が進められた。

①農地の集積・集約化を目的に農地中間管理機構二法（13年12月）が成立し、14年度からは担い手への集積率8割を目標に農地中間管理機構の運用が始まった。

②主食用米の生産調整参加者に対する10aあたり15,000円の直接支払が、14～17年度は7,500円に減額され、18年度からは廃止されることになった。

③水田フル活用と米政策を見直して、主食用米の過剰作付けに伴う米価下落を抑えることを目的に、飼料用米の作付けに転換した経営に対する補助金の支払いを開始した。

④中山間地域等直接支払と環境保全型農業直接支払に、貿易歪曲にならない多面的機能支払を加えた日本型直接支払制度を創設した。

そして、この4つの改革を、①～③の産業政策と④の地域政策が連動した「車の両輪」として推進するとしたものの、第2の軸に相当する分野は、多面的機能支払に含まれる農地維持支払の創設にとどまり限定的であった。

14年6月には、規制改革会議の提言を受けて活力創造プランが改訂され（1次）、企

業参入による農業の成長産業化を進めるうえで障壁になるとされた農協、農業委員会、農業生産法人制度の改革が盛り込まれた。その後、農協法、農業委員会法、農地法がそれぞれ改正され、改正国家戦略特別区域法（16年）では、売上高の過半が農業であることや農業関係者が総議決権の2分の1以上を占めるといった要件のある農地所有適格法人^(注6)に限定されていた農地の所有を特区内に限り一般企業に拡大した。

15年3月に策定された基本計画は、活力創造プランの内容が反映され、食料自給率の目標値がカロリーベースで50%から45%に引き下げられ、「農業・食品産業の成長産業化を目指してその担い手となる農業経営を選択して支援する」との文言が加わった。基本計画の内容も活力創造プランの枠組みに合わせて一層担い手選別的な色合いが強まったと言えよう。

15年10月にTPPが大筋合意となり、16年2月には協定への署名が行われた。そして、関税引下げに対応した農業の競争力強化を目的に、規制改革推進会議は生乳の指定団体制度の廃止、生産資材価格改定などを盛り込んだ提言を発表し、16年11月には、その提言が強化プログラムと、2次改訂された活力創造プランに盛り込まれた。

このように、第2次安倍政権以降の農業政策では、活力創造プランに基づいて、企業参入などを含む一部の競争力のある経営が主体となって国内外の市場を開拓する農業成長産業化路線が追及されてきた。その一方で、新基本法が掲げた多様な担い手の

存在や農業の多面的な役割を重視する政策、生産基盤となる農村振興に向けた政策は、日本型直接支払として農地・水保全管理支払交付金を拡充した多面的機能支払を除いて政策の主要なテーマにはなっていない。この産業政策への傾斜を強めた農業成長産業化路線の延長線上に、17年度国会で可決・成立した農業競争力強化関連法を位置づけることができる。

(注6) 農地法の改正（16年4月施行）により、従来の「農業生産法人」の名称が変更されたもの。法人形態は株式会社（非公開に限る）、持分会社または農事組合法人であり、農地所有の要件として売上高の過半が農業、農業関係者が総議決権の2分の1以上を占めるなどがある。

2 農業競争力強化関連法の内容

(1) 背景と経緯

第2次安倍政権発足以降、農政・農協改革が進められてきたが、TPP大筋合意を受け、新たな改革の対象とされたのが生産資材・流通部門、生乳流通制度とそれに深く関係する農協の事業であった。

15年10月に小泉進次郎氏が自民党農林水産部会長に就任し、16年1月以降自民党農林水産業骨太方針策定プロジェクトチームにおいて農業政策や農協事業のあり方に関して精力的な議論が行われ、また同時に規制改革会議農業WGでも検討が進められた。これらの検討を受けて、規制改革会議の後身組織となる規制改革推進会議は、16年11月に「農協改革に関する意見」と「牛乳・乳製品の生産・流通等の改革に関する意見」

を発表した。農協改革に関する意見は、全農の農産物委託販売の廃止と全量買取り販売への転換、全農の購買事業を新組織に転換したうえでの関連部門の譲渡・売却などを求め、生産資材・流通における全農事業の抜本的改革を迫った。

規制改革推進会議の提言を受けて、政府は16年11月に、生産資材価格の仕組みの見直しや流通・加工業界構造の再編、生乳流通改革等13項目からなる強化プログラムを決定し、活力創造プランの2次改訂が行われた。この2次改訂では、新たに「更なる農業の競争力強化のための改革」が加わり、生産資材価格の仕組みや生乳流通の改革を通じて農業の競争力強化を進める方針が示された。そして、この方針に沿って農業競争力強化支援法等8つの法律が成立した。

(2) 法律の内容

以下では、農業競争力強化関連法のうち、生産資材・流通合理化に関連して①農業競争力強化支援法、②畜産経営安定法の改正、③主要農作物種子法の廃止、農地中間管理機構の機能強化に関連して④土地改良法の改正、政策対象となる農業経営の絞り込みとの関係で⑤収入保険の導入（農業保険法）について、それぞれの内容を紹介し、問題点や課題を明らかにしたい。

a 農業競争力強化支援法

農業競争力強化支援法は、農業の持続的な発展に必要となる良質で低廉な農業資材の供給と農産物流通の合理化を目的に、新

たに制定されたものである。同法では、農業者がこの問題を自ら解決することは困難であるとし、国の介入による流通規制や規格の見直し、農業用資材の開発や銘柄の集約、直販の促進、農業関連事業者の再編・参入の促進、農業資材や農産物取引条件の情報公開などを進めるとしている。

この法律の対象は、農業者、農業者の組織する団体（全農・農協）、農業関連事業者と多岐にわたり、それぞれに良質かつ低廉な農業資材の供給や農産物流通の合理化に向けた「努力」を求めている。しかし、規制改革推進会議が農協改革の一環として生産資材・流通の合理化を捉えてきたこともあり、農業者の組織する団体に対する「農業者の農業所得の増大に最大限の配慮をするように努める」（第5条第3項）との条文が、全農・農協の事業に対する過度な介入につながるものが懸念されている。

また、同法では、肥料・製粉・米卸業界などを事業者数が多く生産性が低い分野として再編を進め、農業機械業界は寡占であり新規参入を支援するとしている。しかし、その基準の曖昧さに加えて政策の詳細や関与の度合いが明らかではなく、また、経済活動への過度な介入につながる恐れもあり、実際の運用としては事業再編を希望する事業者の支援にとどまるとみられる^(注7)。

さらに、農業者は「有利な条件を提示する農業生産関連事業者との取引を通じて、農業経営の改善に取り組むよう努めるものとする」（第5条第1項）としているが、「有利な条件」という表現は曖昧である。農業

者のニーズで多様な銘柄が開発された経緯を考えれば、銘柄削減による低価格な商品を提供する事業者だけが「有利な条件」を提示する業者とは言えないであろう。また、生産資材の価格引下げ競争を進めることにより、生産資材の安定調達に支障をきたす可能性もある。

(注7) 事業者は農林水産大臣の実施指針に基づいて再編計画を作成し、農林水産大臣から認定を得ると農林漁業成長産業化支援機構(A-FIVE)からの出資や日本政策金融公庫からの融資、中小企業基盤整備機構の債務保証の対象になる。17年7月1日には食品宅配のオイシックス(株)(17年7月1日よりオイシックスドット大地(株)に社名変更)と(株)大地を守る会の経営統合が第1号案件として認定されているが、小規模な事業者の整理統合を進めるという本法の趣旨に整合するかについては疑問がある。

b 畜産経営安定法の改正

牛乳の流通では、これまで加工原料乳生産者補給金等暫定措置法に基づいて指定乳生産者団体(以下「指定団体」という)を通じて補給金が交付され、牛乳の大部分は指定団体である農協連合会などを通じて出荷されてきた。今回この暫定措置法を廃止し、改正した畜産経営安定法に基づいて、農林水産省への牛乳の用途別の「年間販売計画」の提出を条件として、補給金交付対象は牛乳ブローカー、乳業との直接取引や自家処理加工を行う生産者にも拡大されることになった。今後は牛乳生産者が販売先を自らの判断で選択できるようになり、指定団体^(注8)に出荷しながら、牛乳の一部を別の集乳業者や乳業会社に販売することも可能になる。

一方、今まで生産調整機能は全量委託・

一括集乳・共同販売などを基本とする指定団体が担ってきたが、今後は政府による乳製品の輸入のみが国内の需給の調整を担うことになる。農林水産省は牛乳の用途別の「年間販売計画」をもとに需給を管理しているが、牛乳の需要は地域や出荷先の乳業工場によって異なり、用途別に需要量をあらかじめ確定することは困難であるため、今後、牛乳の需給や価格が不安定になることが懸念されている。

(注8) 法改正によって現行の指定団体は廃止され、新たな組織も指定団体という同じ名称になる。集送乳業務の経費算定方法など、一定の基準によって定められている集乳調整金の交付要件を満たす牛乳生産者団体・一般事業者を新たな指定団体と呼ぶ。実態としては旧来の指定団体がそのまま新しい指定団体になるとみられている(矢坂(2017))。

c 主要農作物種子法の廃止

主要農作物種子法(種子法)は、水陸稲・麦類・大豆の優良な種子の生産と普及を目的に52年に制定されたものであり、都道府県は種子法に基づいて普及すべき奨励品種を指定して原原種・原種・一般種子の生産と安定供給の役割を果たしてきた。しかし、今回、民間企業が種子産業に参入し開発・供給できる環境を整備することを目的に、この種子法が廃止された。

種子法は都道府県が種子生産に関わる法的な根拠であり、種子法廃止によって都道府県が種子生産に関わる予算を地方交付税から捻出する根拠が失われ、都道府県による種子事業の継続が困難になる恐れがある。農林水産省は、農業競争力強化支援法にある「種子その他の種苗について、民間事業

者が行う技術開発及び新品種の育成その他の種苗の生産及び供給を促進するとともに、独立行政法人の試験研究機関及び都道府県が有する種苗の生産に関する知見の民間事業者への提供を促進すること」(第8条4項)という条文を、都道府県が今後も種子生産を進める根拠としているが、条文を見る限りでは、むしろ都道府県が民間企業に「知見」を渡す根拠のように読める。

さらに、都道府県による種子生産への関与が弱まるなかで、競争力のある外国資本の国内進出が進む可能性が指摘されている。政府は、公的機関と民間が連携を進める場合、公的機関の育種技術や品種などの知的財産が海外に流出しないよう民間企業との間で契約締結を求める方針であるが、現在のところ種子の技術流出に法的規制はない。また、都道府県の管理が弱まり、種子の安全基準や安定調達に支障をきたすことで農業生産に影響が出る懸念もある。^(注9)

(注9) 規制改革推進会議農業WGは、16年10月に「戦略物資である種子・種苗については、国は、国家戦略・知財戦略として、民間活力を最大限に活用した開発・供給体制を構築する。そうした体制整備に資するため、地方公共団体中心のシステムで、民間の品種開発意欲を阻害している主要農作物種子法は廃止する」としており、農業の競争力よりも知財戦略のなかで提案された政策であった。

d 土地改良法の改正

基盤整備事業では、これまで農業者の申請や同意、費用負担が必要であったが、今回、土地改良法を改正し、農地中間管理機構が借り入れた農地については農家の費用負担や同意なしで基盤整備事業を行うこと

のできる仕組みを導入した。これにより農地中間管理機構による農地の集積・集約化を促進しようとするねらいがある。^(注10)

ただし、一定規模以上の面的なまとまりがあること、機構の借入期間(中間管理権の設定期間)が相当程度残されていること、事業実施により担い手への農地の集団化が相当程度図られ事業実施地域の収益性が相当程度向上することなどの要件を満たす必要がある。また、今回の改正後も、換地計画には受益地区内に農地を所有する参加資格者の3分の2以上の同意が必要であるため(附則第5条)、円滑な農地の集積・集約化が進まない可能性もある。

(注10) 農地中間管理機構を通じた農地の集積・集約化が始まった14~16年度の3年間で「担い手」への集積面積は20.5万ha増加したが、農地中間管理機構を介した増加分は5.2万haと4分の1にとどまっている。

e 収入保険の導入

47年に導入された農業共済制度は、主に災害や病虫害による収量減少を対象にしてきたが、今回、新たに価格または収量の低下に伴う収入減少を補てんする収入保険制度を導入した。また、水稻と麦を対象にした農産物共済の当然加入を廃止するなど農業共済制度の一部改正も行い、農業災害補償法を農業保険法に改称した。

ただし、収入保険の対象は青色申告書を提出している農業経営体であり、農家の2割程度しか対象にならない。また、品目を問わず経営全体の収入減少を補てんするが、収入保険と他の経営安定制度や農業共済に同時に加入することはできないため、品目

によっては収入保険加入のメリットは小さい。

農林水産省は、収入保険を「チャレンジする農業者を支援する保険^(注11)」とし、輸出によって生じる為替変動や6次産業化、新たな販売先の開拓のリスクによって生じる収入の減少も対象としていることを強調しており、自ら販路を開拓し輸出や6次産業化に着手するような競争力のある農業経営の育成が制度導入の目的であることがうかがえる。

以上のように、農業競争力強化関連法の内容を確認すると、その主な目的は、生産資材・流通、種子など食の安定供給を支えてきた制度の変更や収入保険の導入によって競争力のある一部の農業経営体に資源を集中させ、あるいは川上・川下部門における民間参入を促すことで農業の「成長産業化」を実現することにあると言えよう。

(注11) 農林水産省「収入保険がはじまります！」
(17年11月)

3 今後の農業政策の方向

(1) 「活力創造プラン」の3次改訂

農業競争力強化関連法成立の後、次の改革に向けた動きが進んでいる(第3表)。規制改革推進会議や農林水産省は卸売市場法の抜本的な見直しや相続未登記農地などの新たな制度改革の方針を示し、これらは17年12月に策定された活力創造プラン3次改訂に盛り込まれた。

17年5月に、規制改革推進会議は「規制

改革推進に関する第1次答申」(以下「答申」という)を発表し、農業の競争力強化に向けた新たな方針を示した。全農に対しては強化プログラムに盛り込まれた購買・販売事業の改革の実現、単位農協には農産物の有利販売と結び付いた営農指導、資材の有利調達を重視した事業運営への転換、事業利用の強制をなくすなどの自己改革を促す方針を明らかにした。さらに、答申は、過去の規制改革実施計画を踏まえ、中央会制度から新たな制度への移行、単位農協の信用事業の農林中金等への譲渡などの自己改革についても言及しており、規制改革推進会議は農協系統への介入を一層強める姿勢を明らかにした。同時に、規制改革推進会議は、卸売市場法に含まれる「合法的理由のない規制」を廃止する方針も示した。

また、内閣府の経済財政諮問会議は、農地全体の2割に相当する93万ha余りが相続未登記となっていることを問題視し、17年6月の「経済財政運営と改革の基本方針」において、名義が不明確な農地について農地中間管理機構を通じて担い手に貸し付ける仕組みを検討し、次期国会で必要な法改正を行うとした。この方針では、所有者が判明しない農地を貸し出すことができるように、①全相続人の同意なしで実際に農地を管理する農業者の判断で担い手に農地を貸し付ける制度や、②実際に農地を管理している農家が農地を取得する制度の導入が必要であるとの提言を行った。

17年7月には日EU・EPA交渉が「大枠合意」となり、12月に妥結した。EUはこのEPA

第3表 2016～17年の農業政策をめぐる主な動き

		主な農業政策の動き	規制改革推進会議の動き	TPP/EPA関連の動き
16年	5月		(内)規制改革会議 「規制改革に関する第4次答申」 ○牛乳・乳製品の生産・流通 ○生産資材の仕組みの見直し ○生産者が有利な条件で安定取引できる流通・加工の業界構造の確立等を提言	(農)農林水産業・地域の活力創造本部 農林水産業の輸出力強化WG 「農林水産業の輸出力強化戦略」 ○2020年1兆円目標を19年に前倒し
	11月	(農)農林水産業・地域の活力創造本部 「農業競争力強化プログラム」 ○生産資材価格の仕組みの見直し ○流通・加工の業界構造の確立 ○生乳流通改革等13項目	(内)規制改革推進会議 「農協改革に関する意見」 「牛乳・乳製品の生産・流通等の改革に関する意見」を公表	「農林水産業輸出インフラ整備プログラム」 ○ハード面・ソフト面のインフラ整備
	12月	(農)農林水産業・地域の活力創造本部 「農林水産業・地域の活力創造プラン」2次改訂 ○「更なる農業の競争力強化のための改革」の追加 ○農林水産業の輸出力強化戦略として1兆円目標の前倒し		
17年	1月			TPP協定を国会で批准
	4月			アメリカがTPP脱退
	5月	「農業競争力強化支援法」等の8法案 審議入→可決・成立	(内)規制改革推進会議 「規制改革推進に関する第1次答申」 ○卸売市場法の抜本的見直しに言及	
	6月			
	7月			日EU・EPA「大枠合意」 TPP等総合対策本部を設置
	10月	衆議院議員選挙		
11月	(農)相続未登記農地等の活用検討に関する意見交換会 「相続未登記農地等の利用の促進(案)」 ○所有者不明農地でも機構経由で利用権設定可能な制度を創設	(内)規制改革推進会議 「卸売市場を含めた流通構造の改革を推進するための提言」 ○中央卸売市場の開設者を都道府県とする規制の撤廃 ○「受託拒否の禁止」「第三者販売の原則禁止」「商物一致の原則」等の見直しに言及		TPP11協定の大筋合意
12月	(農)農林水産業・地域の活力創造本部 「農林水産業・地域の活力創造プラン」3次改訂 ○卸売市場を含めた食品流通構造の改革 ○相続未登記農地の農業利用促進等、農地制度の見直し			

資料 農林水産省、首相官邸Webページより筆者作成
 (注) (農)は農林水産省、(内)は内閣府。

で日本向け加工食品の輸出額が170～180%増加すると試算しており、酪農分野を中心に日本農業への影響は避けられない見通し^(注12)である。さらに、同年11月には、TPP11が

大筋合意となった。そのため、政府は「総合的なTPP等関連政策大綱」を決定し、日EU・EPA、TPP等に対応した対策を補正予算に盛り込む方針を示した。

これらの動きを受け、17年12月に公表された活力創造プラン（3次改訂）は、農林水産物・食品の輸出額1兆円（19年）の目標に加えて、新たに30年に5兆円とする目標を加えた。また、経済財政諮問会議の提言を受けて、農地中間管理機構を介した相続未登記農地の利用促進にも着手するとしている。

活力創造プラン（3次改訂）では、卸売市場制度の見直しが最も争点となった。17年11月に規制改革推進会議は「卸売市場を含めた流通構造の改革を推進するための提言」で、「受託拒否の禁止」などのほぼ全ての取引規制撤廃を要求した。しかし、3次改訂された活力創造プランに盛り込まれたのは、国の指導・監督のもとで民間企業に中央卸売市場の開設を認める「認定制」の導入にとどまり、「受託拒否の禁止」などは除かれた。

（注12）日本側からは17年11月には農林水産省が作成した「日EU・EPAにおける品目ごとの農林水産物への影響について」が公表され、国内農産物への影響はほとんどの品目で限定的としているが、牛肉、乳製品、豚肉、チーズなどについては大きな影響があると考えられる。

（2）日経調報告書が描く将来の農業像

日本経済調査協議会（日経調）は、17年5月に「日本農業の20年後を問う～新たな食料産業の構築に向けて～」を公表した。この報告書では、15年の農業経営体138万経営体がこのままのペースで減少すると、35年に18万経営体、37年には10万経営体を下回るとして、10万経営体が10兆円の生産額を維持する農業政策を提案している。報告

書の作成者には農業政策に関わってきた規制改革推進会議のメンバーが含まれており、これによって安倍政権が目指す日本農業の方向性をうかがい知ることができると思われる。

特徴的なのは市場原理の徹底である。生産性の高い経営が主体となれば農業全体の底上げが実現するとし、米の生産調整や飼料用米等への補助金、農外企業の所有を制限する農地制度（農地法）、生産者と消費者の取引に介在する存在として全農や単位農協に加えて卸売市場制度の意義も否定している。

一方、新基本法が重視してきた食の安定供給のための国内生産や、農業の多面的な機能や多様な担い手の存在、生産の基盤としての農村の振興といった視点は顧みられていない。食料自給率は「競争力向上により農業生産が増え、結果として食料自給率が上昇するのであれば食料安全保障が強化されたと言えるが、食料自給率を目的化してしまうのは本末転倒である」とし、生産性の高い経営が主体的に生産するなかで自給率は高まるとしている。また、1ha未満の農地所有者の固定資産税を引き上げることで農地の集積・集約化を進めるとするなど多様な担い手の存在を否定しており、地域の話し合いのなかで農業のあり方を考えていこうとする姿勢も見られない。

さらに、「平場の優良農地が大規模化やIoT（筆者注：Internet of Things）化で、一般の市民には生産現場が見えなくなっていることが予想され、農業の魅力を伝えるの

は、むしろ中山間地域のコミュニティの役割となるであろう。それは、歴史遺産のような形で残すのではなく、あくまでビジネスとして成立させるものでなければならない」と論じ、中山間地域についても市場原理のなかで捉えようとしている^(注13)。

以上のような日経調の描く農業像では生産性を高めた平場の大規模経営が主体となり、その達成に向けて最大限に市場原理を働かせる政策が必要であると主張している。その一方で、食の安定供給、農業の多面的機能や多様な担い手の存在、農村振興を重視する政策は無視されている。

(注13) 日経調の報告書では、50年には米の需要が半減して350万トンになると推計している。これに伴って水田面積は151万ha（2015年農林業センサス）の3分の1にあたる50万haに減少するとみており、一部の中山間地域を除き平場に農業を集約化することを前提にしているとみられる。

(3) 競争力強化路線からの転換の必要性

TPP・EPA交渉が進展するなかで農業の競争力強化に向けた動きが強まっており、食の安定供給のための国内生産、農業の持つ多面的機能や生産の基盤となる農村の存在といった点に価値を見いだしながら農業政策に国民的な理解を求めた新基本法の理念は後退している。

しかし、競争力を高めて規模を拡大する農業経営は、多くの兼業農家を含む小規模な家族経営とともに地域の農業、そして農村を形成している。競争力を高めた土地利用型経営も農村・集落といった地域との関係が全く切れるわけではなく、むしろ規模

拡大に伴って地域の農業者、農地所有者との関係を強める必要がある^(注14)。農地中間管理機構を通じて賃貸借を行う場合でも、防除や水利施設の保全など地域の小規模な農家と協力関係にあることが多い。将来的にはICT、IoTの技術が確立して一部の作業は機械で代替される可能性はあるものの、多くの作業は今後も地域住民との協力関係のなかで行われるであろう^(注15)。このように大規模な経営も地域とのつながりのなかで存在する以上、産業政策的な農業政策のみに傾斜することは、政府が育成したいと考える経営の展開も妨げることになりかねない。

また、国内への食の安定供給という点からも、基盤となる担い手を維持する政策が必要である。産業政策に傾斜した農業政策によって小規模な生産者を退出させ、一部の競争力のある経営の展開に重点を置けば、平場への集中と中山間地域からの撤退も進み、食料自給率の低下は避けられないだろう。世界的に食料需要が拡大するなかで、今までのように輸入食料が安定的に確保できるという保証はなく、こうした問題認識を前提に新政策や新基本法は食の安定供給の面から国内生産を重視してきた。

近年の農業政策では、販路を国内外に求めて規模を拡大しながら利潤を追求する農業経営のみを中心的な担い手として育成することに重点が置かれているが、これらの農業経営だけでは国民への食料の安定供給は実現できないと考えられ、その観点からも政策の転換が必要である。

(注14) 例えば、小針（2013）では、『農業法人白書

(2011年度)』を用いて土地利用型法人の8割以上が地域農業者と関係があり、4割が水利施設の保全等で協力していることなどを明らかにしている。農業から離れる人が増加することで、これらをすべて担い手となる法人が負担することによるコストが経営を圧迫する可能性についても指摘している。

(注15) 参議院農林水産委員会の農業競争力強化支援法に対してなされた附帯決議において、「我が国の農業が将来にわたって維持され、持続的に発展するためには、『地域の特性に応じて農業資源と農業の担い手が効率的に組み合わせられた農業構造を確立し、農業者の所得向上につなげていくこと』及び『良質かつ低廉な農業資材の供給及び農産物流通等の合理化の実現を図ること』の両方が重要である」としている。

<参考文献>

- ・小田切徳美 (1999) 「第6章 戦後農政の展開とその論理—『農業解体』の政策過程—」保志恂ほか編『現代資本主義と農業再編の課題』御茶の水書房
- ・工藤昭彦 (2017) 「第5章 国際化時代の農政展開」戦後日本の食料・農業・農村編集委員会編『戦後日本の食料・農業・農村 第5巻(Ⅱ) 国際化時代の農業と農政Ⅱ』農林統計協会
- ・小針美和 (2013) 「農業法人と農協のあり方を考える—土地利用型農業を中心に—」『農林金融』5月号
- ・清水徹朗 (2015) 「農政・農協改革を巡る動向と日本農業の展望」『農林金融』4月号
- ・清水徹朗 (2017) 「日本農業の実像と農業構造の展望—2015年農業センサスに見る日本農業の姿—」『農林金融』9月号
- ・生源寺眞一 (2008) 『農業再建 真価問われる日本の農政』岩波書店
- ・田代洋一 (2012) 『農業・食料問題入門』大月書店
- ・田辺真裕子 (2017) 「農村振興関連2法に関する国会論議—土地改良法及び農村地域工業等導入促進法の改正—」『立法と調査』8月号
- ・谷口信和 (2015) 「総論 アベノミクス農政の『全体像』—財界主導型農政への転換—」谷口信和・石井圭一編著『日本農業年報61 アベノミクス農政の行方—農政の基本方針と見直しの論点—』農林統計協会
- ・谷口信和 (2016) 「総論 アベノミクス農政とTPP交渉に翻弄された基本計画の悲劇」谷口信和・安藤光義編著『日本農業年報62 基本計画は農政改革とTPPにどう立ち向かうのか—日本農業・農政の大転換—』農林統計協会
- ・谷口信和 (2017) 「アベノミクス農政の黄昏 官邸主導型から」『農業と経済』10月臨時増刊号
- ・徳田博美 (2017) 「第4章 岐路に立つ日本農業」戦後日本の食料・農業・農村編集委員会編『戦後日本の食料・農業・農村 第5巻(Ⅱ) 国際化時代の農業と農政Ⅱ』農林統計協会
- ・農林水産省大臣官房政策課 (2017) 「農業競争力強化プログラムとは ①農業競争力強化プログラムの全体像」『JA金融法務』8月号
- ・橋口卓也 (2011) 「第4章 農業政策の枠組みと目的—戦後日本の軌跡と転換期における役割」明治大学農業部食料環境政策学科編『食料環境政策学を学ぶ』日本経済評論社
- ・久野秀二 (2017) 「主要農作物種子法廃止で露呈したアベノミクス農政の本質」『農村と都市をむすぶ』6月号
- ・喰代伸之 (2017) 「農業競争力強化支援法案をめぐる論議—農業生産関連事業の改革—」『立法と調査』7月号
- ・本間正義 (2010) 『現代日本農業の政策過程 現代日本経済分析3』慶應義塾大学出版会
- ・本間正義 (2017) 「自由貿易はチャンスである—国産品が海外の輸入品と互角以上に戦える理由—」21世紀政策研究所編『2025年 日本の農業ビジネス』講談社
- ・矢坂雅充 (2017) 「畜産経営安定法(畜安法)改正による生乳流通制度改革」『農業と経済』10月臨時増刊号
- ・柳村俊介 (2014) 「経営安定対策の動向と新対策の特徴」『農業と経済』4月臨時増刊号
- ・山下一仁 (2004) 『国民と消費者重視の農政改革』東洋経済新報社
- ・吉原祥子 (2017) 『人口減少時代の土地問題「所有者不明化」と相続、空き家、制度のゆくえ』中央公論新社

(うえだ のぶひろ)

日本の6次産業化論の系譜と課題

昨年11月中旬、中国の古都 西安を訪問する機会を得た。当研究所とも交流のある西北農林科技大学主催の東アジア6次産業化フォーラムに出席するためである。中国では10月に中国共産党の第19回党大会が開かれたが、その中で行われた習近平主席の報告において「農村振興戦略を実施する」として「農村における第一次・二次・三次産業の融合発展を促し、農民の就業・起業を支持・奨励し、収入増のルートを広げる」と高らかに謳われたところであった。

一方、日本でも地方創生の号令の下、6次産業化が再び脚光を浴びているところである。この機会に6次産業化論の系譜と今日的課題を自分なりに整理してみたい。

日本の高度経済成長は主に沿海部の新たな産業都市に立地した重化学工業によって牽引されたといっておそらくはまちがないであろう。こうした産業の立地や交通インフラ等の国土開発の理論的裏付けを与えたのが、国の総合戦略であった「全総」である。当初の全総計画は農山漁村の側に立てば外からの開発と理解されていたと思う。

一方農村の側でも経済の高度成長の中で所得の向上や農村の活性化に向けた取り組みが徐々に芽を出してくることになる。その代表例が1961年頃にスタートした大分県の大山町農協が提唱した「梅栗植えてハワイに行こう」だったと思う。農村の側からの内発的開発論とっていいかもしれない。この大山町の動きは1979年の大分県平松知事による「一村一品運動」という地域開発論に進化していくこととなる。その集大成が今村奈良臣東大名誉教授の提唱した農業の6次産業化論であったのではないか。今村氏によればこうした考え方を思いついたのは大山町農協に現地調査に入ってからだという。

今村氏は農村からの内発性、農業側の主体性を強調して次のようにいう。「近年の農業は農業生産、食品原料生産のみを担当するように仕向けられてきた経緯があり、2次産業的な部分である農産物加工や食品加工は食品製造の企業に取り込まれ、さらに3次産業的な部分である農産物流通や販売、あるいは農業・農村にかかわる情報やサービスなども、そのほとんどは卸・小売業や情報・サービス産業に取り込まれてきた。これを農業、農村側に取り戻そうではないかというのが、私の6次産業化の提案なのである。」

一方、日本経済はバブル経済の崩壊後安定成長から低成長期を迎える。経済を牽引する新たな産業分野がなかなか見つからない中、円高傾向は持続し、地方に立地した工場群がどんどん海外移転する「産業の空洞化」が進行した。外から持ってきた産業には地方を支え続ける役割を期待することが出来ないことが広く理解されるようになる。さらにリゾート法の破綻も外からの開発の胡散臭さを強めたのではないかと思う。そこで脚光を浴びたのが6次産業化論なのであった。

この6次産業化が現在もう一段の注目を浴びている。そのきっかけは2014年に元総務大臣で前岩手県知事であった増田寛也氏の論争的著作『地方消滅』であった。このレポートは人口動態統計から全国約1,700の市町村の将来人口を推定し、人口再生産の要^{かなめ}である20歳から39歳の女性人口が一定値以下に下がった場合、将来的にその市区町村は消滅可能性があるかと判定してみせたのである。まあ単純な将来予測なのだが、1,700のうち半数以上がその可能性ありとして市区町村の具体的名称が入っていたものだから大変な反響を呼んだのである。この本の影響もあって「地方創生」が叫ばれているが、その具体策となると、地方にもう一度冷蔵庫、洗濯機などの白物家電^{しろもの}の工場を作るのは労働力が集まらず円高の中で競争力も無く無理だし、金融センターを移転するといっても地方には人財がないし、大規模リゾート開発といっても過去の失敗の反省をしているところだしということで高度成長期のような外からの開発は難しくなっており、各地方の特性に合った内発的な発展手法と考えられる6次産業化が注目されているのである。

そこで農業・農村の側が、食品製造業や外食産業、関連産業という川下側に進出していくといった6次産業化の典型的なケースには様々な政策支援がソフト・ハードの両面で各段階ごとに用意されることになる。しかし、支援があるから新たな事業として成り立つなどという甘いものではなく、明確な事業戦略、周到的な準備と強い熱意さらには継続的な努力無くして成功は望めないのは当然のことである。

日本は農業国からスタートし工業国を経て、その先の経済社会への姿づくりの時期にあるのではないかと思う。その中で農業・農村には大きな可能性が拓かれており、6次産業化はその可能性を拓げる有力な手段になるものと確信している。その具体的推進の際、留意すべきはやはり今村氏のいう農業サイドの「内発性」「主体性」ではないか。その点がないがしろにされては元も子もないのである。

((株)農林中金総合研究所 理事長 皆川芳嗣・みながわ よしつぐ)

発刊のお知らせ

農林漁業金融統計2017

A4版 193頁
頒 価 2,000円(税込)

農林漁業系統金融に直接かかわる統計のほか、農林漁業に関する基礎統計も収録。全項目英訳付き。

編 集…株式会社農林中金総合研究所
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 TEL 03(6362)7753
FAX 03(3351)1153
発 行…農林中央金庫
〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

〈発行〉 2017年12月



米政策の推移

—米政策大綱からの15年を振り返る—

主任研究員 小針美和

〔要 旨〕

2017年11月の食糧部会で「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」が承認され、18年産以降の生産調整については、行政による生産数量目標等の配分は行わず、生産者や集荷業者・団体が中心となって需要に応じた生産に取り組むこととされた。その内容は「米政策改革」のもと07年産で取り組まれた施策と重なるところも多い。しかし、その後10年あまりにわたる施策見直しの繰り返しにより施策体系は変化しており、今後のあり方を検討する際には、その変遷を踏まえたうえで現在の施策体系を理解する必要がある。

これまでの流れを概観すると、農業者の経営の自由度という観点からは、米政策改革以前の国による強制感の強い生産調整から自由度を高める方向で推移してきた。一方で、政策の見直しが続けられるなかで、生産調整の政策的位置づけや今後の方向性が見えにくくなっている。また、度重なる施策の変更は、政策が経営に与える影響の大きい土地利用型の農業者にとって先の見通しを立てにくくし、経営判断を難しくすることにも留意が必要である。

目 次

- | | |
|--------------------------|-------------------------|
| はじめに | (2) 戸別所得補償制度（10年度～13年度） |
| 1 米政策改革に示された生産調整のスキーム | (3) 4つの改革（14年度～17年度） |
| (1) 米政策改革で示された基本理念と全体像 | 3 2018年産の枠組み |
| (2) 改正食糧法に規定された生産調整のスキーム | 4 まとめにかえて |
| (3) 生産数量目標の配分とメリット措置 | (1) 経営の自主判断・自由度の拡大 |
| 2 2007年秋以降の米政策の変遷 | (2) 生産数量目標の配分について |
| (1) 米緊急対策（07年10月～09年度） | (3) 度重なる施策の見直しによる副作用 |

はじめに

2017年11月30日に食料・農業・農村政策審議会食糧部会が開催され、18年産米にかかる「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」が承認された。これまでは、基本指針公表後まもなく、農林水産省のホームページで都道府県別の生産数量目標の公表がなされていたが、本稿執筆時点ではそれも行われておらず、「4つの改革」で打ち出された「行政による生産数量目標の配分の廃止」という方向感に変化はないようである。

「需要に応じた生産」「行政による生産数量目標の配分の廃止」をキーワードとする今回の米政策の見直しは、02年12月の「米政策改革大綱」を端緒とする「米政策改革」で取り組まれた07年産における「農業者・農業者団体の主体的な需給調整システム」（以下「新システム」という）への移行と重なる面が少なくない。しかし、その後、10年あまりにわたって施策の見直しが繰り返されてきたなかで、米をめぐる環境も、施策体系そのものも当時とは大きく変わっている。そのため、今後のあり方を検討する際には、政策の変遷を整理したうえで、現在の施策体系を理解する必要があると考えられる。そこで、本稿では、「米政策改革」以降の米政策の推移を確認することとしたい。

1 米政策改革に示された生産調整のスキーム

まず、米政策改革の基本的な考え方とそのもとでの生産調整スキームを整理する。

(1) 米政策改革で示された基本理念と全体像

米政策改革は、それ以前の実行調整政策の総括・反省に立ち、その推進における「基本理念」と、その理念にもとづいた改革の全体像とプロセスを提示したこと、また、法制度的位置づけが必ずしも明確ではなかった生産調整の枠組みを「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」（以下「食糧法」という）にもとづくものとして措置したことには大きな特徴がある。

まず、米政策改革の基本理念としては、①明瞭で分かりやすい政策、②効率的で無駄のない政策、③決定と運用の過程の透明性が確保された政策であることの3つをあげた。

その基本理念のもとに、生産調整に関しては、①「単に生産調整の達成を主目的とした対策から、米づくりの本来あるべき姿に向けた地域農業の構造改革を地域で統一的・総合的に実践する取組みに転換」すること、②地域の関係者が一体となって地域水田農業ビジョンを策定・実践し、このような取組みを進めるなかで新システムの定着を図っていくこと、③①、②で示された「生産調整と地域農業の構造改革とが有機

的に連携する」という思想を食糧法に位置づけ、産地づくり対策等の施策を講ずることとした。

(2) 改正食糧法に規定された生産調整のスキーム

食糧法には、95年の制定当時から、「政府は、米穀の需給及び価格の安定を図るため、米穀の需給の適確な見通しを策定し、これにもとづき、整合性をもって、米穀の需給の均衡を図るための生産調整の円滑な推進(中略)を行う」(食糧法第2条)と規定され、また、農業者や農業者団体の取組みの重要性にも言及されている。

これに加えて、04年4月施行の改正食糧法では、新システムを行政が支援する仕組みを体现すべく、生産調整について、以下のように規定している。

まず、農林水産大臣は、米穀の需給および価格の安定を図るため、毎年、米穀の需給の見通しに関する事項を含む「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」(以下「基本指針」という)を定めるとしている(同第4条)。

そして、生産出荷団体等(農業者や農協、集荷業者等)は、基本指針にもとづき、地域水田農業推進協議会(以下「地域協議会」と^(注1)いう)が作成する地域水田農業ビジョンと^(注2)一体的に生産調整方針^(注3)を作成し、この方針を農林水産大臣が認定する(同第5条第1項)。生産調整方針の認定を受けた生産出荷団体等(以下「認定方針作成者」という)は、市町村等からの情報提供および自らの

販売戦略等にもとづき、米穀の生産数量の目標(以下「生産数量目標」という)の決定を行い、当該認定生産調整方針に参加する農業者への生産数量目標の配分を行うこととしている。

このような仕組みの下で、国は、農業者・農業者団体の主体的な需給調整の取組みの支援を行う(同第6条)。また、都道府県および市町村は、生産調整方針の適切な運用に関する助言および指導に努める(同第7条)こととした。

(注1) 地域水田農業推進協議会とは、地域(市町村を基本とする)の農業者団体等の関係機関、行政、認定方針作成者等を構成員として、地域における需要に応じた米の生産の推進を図るとともに、産地づくり交付金等の活用を通じ、水田農業の構造改革の推進、水田を活用した作物の産地づくりの推進等に資することを目的として設置する組織。

(注2) 地域水田農業ビジョンとは、各地域において、今後の作物戦略・販売、水田の利活用、担い手の育成等の将来方向について、地域協議会でとりまとめた計画。

(注3) 生産調整方針とは、食糧法第5条にもとづき、農業者への生産数量目標の配分方法や、生産調整を達成するための措置などを定めたもの。

(3) 生産数量目標の配分とメリット措置

a 生産数量目標の配分方法：ネガ配分からポジ配分へ

生産調整の目標の配分としては、「需要に応じた生産」にもとづくものとして、04年産において、それまでの主食用米を作付けしてはいけな水田面積(削減面積目標)を配分する方式(いわゆるネガ配分)から、主食用米の生産可能な数量を示す「生産数量目標」を配分する方式(ポジ配分)に変更された。そして、04年産から06年産までは時

限的に、国や都道府県、市町村が各段階の農業者団体とともに生産数量目標の配分に^(注4)あたることとされた。なお、市町村段階では、生産数量目標と生産数量目標の面積換算値（生産数量目標を地域の平均収量で除して求めたもの、以下「面積換算値」という）を配分することとした。

07年産からは、生産数量目標ではなく、需要量に関する情報（以下「需要量情報」という）として提供されることになり、そのルートは、①国が需要見通しと都道府県別の需要実績をもとに都道府県別の需要量情報を算定・提供する、②都道府県レベルでは都道府県水田農業推進協議会とも調整のうえ、市町村別の需要量情報を算定・提供し、③市町村から地域協議会に情報提供することとしている。そして、地域協議会では、市町村からの情報提供を受けて、管内における生産数量目標の配分の一般ルール（算定方式）を設定する。認定方針作成者は、そのルールにもとづいて、参加農業者に対して生産数量目標を配分する。

このように、農業者への生産数量目標の配分は認定方針作成者が行うものの、地域内の生産数量目標の調整は実質的に地域協議会が行うものと^(注5)されていた。

また、その配分は、都道府県段階および市町村段階とともに、改正食糧法の趣旨を踏まえて、需要に応じた米づくりの観点から行うこととされ、市町村段階では、農業者の経営動向、地域の米の作付状況等の地域の実情に応ずるなど、地域ごとの取組状況を反映して算定とすることとされた。

(注4) 食糧法の附則第2条にもとづくもの。

(注5) 農業者ごとの生産数量目標を定めるには、農業者個々の経営面積等、主に地域協議会が保有・管理する水田台帳のデータが必要である。また、農家の零細性から当初示された配分率どおりに作付けできる者は実際にはごく少数であり、地域内での過不足調整等も必要となることから、その機能をもつ地域協議会での調整が不可欠となる（小針（2010））。

b 主食用米以外に対する助成：地域裁量のある交付金の創設

主食用米以外の作付助成には、全国統一の単価で助成をするのではなく、交付金の活用方法を地域で話し合っ決めて決める仕組みが導入された。これは、「助成措置が全国一律の要件および単価とされ、地域の特色を活かした産地づくりの観点に欠けていた」というこれまでの生産調整政策の総括にもとづくものである。具体的には、地域協議会（主に市町村単位）に対して一定額の交付金を交付し、各地域では、地域農業水田ビジョンをもとに地域独自で用途や単価を設定できるとする「産地づくり対策」が措置された。

ただし、産地づくり交付金は、生産調整達成のメリット措置として位置づけられており、それ以前の生産調整政策と同様に、生産調整を達成した農業者（以下「生産調整実施者」という）であることが交付要件とされていた。

c 主食用米に対する助成：稲作経営安定対策から経営所得安定対策へ

主食用米に関する助成は、生産調整実施者を対象に、米価下落による収入減少の影

響を緩和する対策として措置された。米政策改革の第一ステージでは、生産調整実施者全員を対象とする「稲作所得基盤確保対策」と、一定の規模以上の稲作経営に対象者を限定して上乗せで補てんを行う「担い手経営安定対策」として講じられた。そして、07年度からは、担い手を対象とした対策はコメのみの施策として措置するのではなく、品目横断的経営安定対策の「収入減少影響緩和対策」に移行されることとなった。^(注6) 経営安定対策の加入には、生産調整達成の可否は直接的な要件とはされていなかったが、市町村が経営改善計画を認定する際に生産調整の達成が要件とされていたことから、実質的には生産調整実施者でなければ同対策に加入することはできなかった。

(注6) 対象者は主に4ha以上(北海道は10ha以上)の認定農業者もしくは20ha以上の集落営農組織とされた。その仕組みは、麦・大豆等の畑作物とコメを対象に、販売収入が標準的収入を下回った場合に国と生産者が拠出した基金から減収額の9割を補てんするものである。

2 2007年秋以降の米政策の変遷

米政策改革は04年度を初年度とし、新システムへの移行・定着を目指して施策が展開されてきた。しかし、07年秋からの自民党主導の米政策の見直し、09年の民主党への政権交代による戸別所得補償制度の導入、そして、12年12月の自公政権の復活と、政治的環境の変化に伴い米政策も変更が重ねられ現在に至っている(第1表)。以下では、各時期の施策内容をトレースする(第2表)。

第1表 米政策に関する主な動き

主な動き	
02年 1月	生産調整に関する研究会発足
12	「米政策改革大綱」の決定
04. 4	改正食糧法 米政策改革スタート
05. 3	新たな食料・農業・農村基本計画の制定
10	「経営所得安定対策等大綱」の決定
07. 4	品目横断的経営安定対策の導入 生産者・生産者団体が主体となる需給調整システムへの移行
7	参議院選挙での自民党の大敗
9	07年産米価下落
10	「米緊急対策」 「農政改革三対策の着実な推進について」
09. 8	衆議院総選挙で民主党過半数を獲得、民主党政権
10. 3	新たな食料・農業・農村基本計画の制定
4	戸別所得補償モデル対策の開始
7	参議院選挙での民主党の敗北
12. 12	衆議院選挙で自民党過半数を獲得
13. 5	「農林水産業・地域の活力創造本部」設立
7	参議院選挙で自民党過半数獲得
12	「農林水産業・地域の活力創造プラン」公表 「4つの改革」公表

資料 筆者作成

(1) 米緊急対策(07年10月～09年度)

新システムへの移行や品目横断的経営安定対策の導入の初年度となった07年度において、出来秋の米価が大きく下落したこと等をきっかけに、米政策は大きく見直されることになった。07年10月に「米緊急対策」が決定され、07年産米の政府買入れや全国農業協同組合連合会による06年産米の飼料米処理への助成が措置されるとともに、08年の生産調整については、その達成に向けて取り組むとして、施策も見直すこととされた。

第2表 米政策に関する施策の推移

時期区分の名称	米政策改革以前	米政策改革		
		第一ステージ	第二ステージ	
対象時期	03年度時点	04～06年度	07年9月まで	
過半数の政党(衆議院)	自公			
過半数の政党(参議院)	自公			
基本的な考え方	-	農業者・農業者団体の主体的な需給調整の取組み		
行政の役割	-	国、地方(都道府県、市町村)は農業者・農業者団体の主体的な需給調整の取組みの支援		
国から都道府県への需要量情報の提供、生産数量目標の配分の方法	生産調整(主食用米を作付しない)面積を配分	ネガ(生産調整面積)からポジ(生産数量目標)への移行期間	需要量情報として情報提供 需要実績を基本とする算定	
農業者への生産数量目標の配分	市町村・農協	認定方針作成者から生産数量目標を通知		
市町村における配分ルール決定主体	市町村・農協 (水田農業推進協議会)	水田農業推進協議会		
地域段階における水田農業施策推進体制	市町村 (水田農業推進協議会)	水田農業推進協議会		
全国段階の推進組織	全国水田農業推進協議会	なし		
生産調整実施者に対する主食用米作付面積あたりの定額助成	なし			
生産調整実施者への米価下落対策	対象を限定	稲作経営安定対策	担い手経営安定対策	収入減少影響緩和対策
	対象を限定しない		稲作所得基盤確立交付金	稲作構造改革促進交付金 ^(注3)
主食用米以外の作付に対する交付金	生産調整とのリンク	あり		
	全国一律の交付金	あり	なし	
	地域裁量のある交付金	一部あり	産地づくり交付金	
	新規需要米	なし		
加工用米	なし			
生産調整未達成にかかる他の施策等へのペナルティ・優先配慮	あり			

資料 農林水産省「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」、生産調整に関する要領等各種政策文書をもとに作成
(注) 1 13年度においては、第二次安倍政権のもとで、施策の名称を経営所得安定対策に変えているが、施策の内容は戸別所得補償制度と同様であるためにこのような時期区分としている。
2 当初予算としては措置されていないが、08年度に補正予算として生産数量目標を換算した面積に対して、10aあたり3,000円が交付されている。
3 収入減少影響緩和対策の対象者以外に対する米価下落の補てんとして措置されたが、地域の判断で米価の下落補てんではなく、生産調整作物の振興に充当することも可能とされた。
4 14年産については、従来どおり、過去の需要実績を基本として算出。

米緊急対策	戸別所得補償制度	4つの改革	18年産以降の米政策
07年10月～09年度	10～13年度 ^(注1)	14年度～	18年度～
自公	民主	自公	
民主	民主	自公	
食糧法の枠組みを踏まえつつ、農協系統と行政が適切に連携して、全都道府県・全地域で目標を達成できるよう全力をあげる	戸別所得補償モデル対策を実施することにより、できるだけ多くの農業者が生産数量目標に即した米生産を行うよう促す(要領)	食糧法の枠組みの下で、農業者・農業者団体・行政が適切に連携して生産数量目標の達成に向けて取り組む	生産者や集荷業者・団体は、国が策定する主食用米の全国の需給見通しや国が提供する情報等を踏まえて、自主的な判断により、交付金の活用による戦略作物の生産拡大や、ニーズに応じた生産と安定取引等の一層の推進等を図ることを通じて、需要に応じた生産・販売に取り組む
	食糧法の枠組みの下で、農業者・農業者団体・行政が適切に連携して生産数量目標の達成に向けて取り組む(基本指針)		
需要量情報として情報提供	行政も、農協系統等と適切に連携して、需給調整に取り組む		農業再生協議会の運営に当たっては(中略)農業者団体及び行政が相互に連携して積極的に取り組む
需要実績を基本とする算定	生産数量目標の配分		配分しない
認定方針作成者から生産数量目標を通知			
水田農業推進協議会	農業再生協議会		
水田農業推進協議会	農業再生協議会		
全国水田農業推進協議会	なし		
なし ^(注2)	あり(15,000円/10a)	あり(7,500円/10a)	なし
収入減少影響緩和対策	米価下落補填交付金	収入減少影響緩和対策	収入保険の導入、収入減少影響緩和対策との選択制
-	米価下落補填交付金	-	-
あり	なし		
水田等有効活用促進対策事業等	水田活用の所得補償交付金	水田活用の直接支払交付金	
産地確立交付金	産地資金 (水田活用の所得補償交付金の内数)	産地交付金 (水田活用の直接支払交付金の内数)	
あり		あり(収量に応じた単価設定の導入)	
なし	あり		
あり	なし		

a 生産調整の考え方と行政の役割：行政による指導の強化とペナルティの示唆

生産調整の推進にかかる要領（「米穀の生産調整実施要領」）も、08年1月31日に全部改正され、生産調整の実効性の確保と水田フル活用の実現を目指すこと、そのため、「行政も（中略）全都道府県・全地域で生産調整を達成するように全力をあげる」とされた。

これを受けて、全国、都道府県、市町村レベルで、行政、農協等の関係者による生産調整の達成に向けた「合意書」の締結が行われた。また、全国レベルでは、全国農協中央会、全国農業協同組合連合会、日本農業法人協会等の農業者組織や全国米穀販売事業共済協同組合等の関係団体、および農林水産省生産局で構成する全国水田農業推進協議会を組織し、需給調整の着実な実施に向けた取組みを推進することとされた。さらに、生産調整の公平性担保措置として水田農業の各種事業の要件や予算配分において生産調整の達成状況を優先的に配慮することが示唆されるなど、水田農業政策全般にわたって生産調整の達成に向けた取組強化が図られた。

また、基本指針において「生産数量目標の達成に向けて取り組む」と明記され、「単に生産調整の達成を主目的とした対策から、米づくりの本来あるべき姿に向けた地域農業の構造改革を地域で統一的・総合的に実践する取組みに転換」するとした米政策改革当初の理念からは遠ざかることとなった。

b 生産数量目標の配分：面積換算値の提示

国から都道府県、都道府県から市町村への情報提供においては、生産数量ベースの需要量とともに面積換算値を合わせて提示することとなった。そのため、提供の形は需要量情報のままであったものの、実質上、04年産～06年産の配分方法に回帰し、行政としての指導を強めるものとなった。

c 主食用米以外に対する助成：新規需要米への助成

米緊急対策のもとでは、地域に一定額を交付する産地づくり交付金とは別に、生産調整面積の拡大に対する予算措置が講じられ、飼料用米、米粉用米等の新規需要米に対する支援も打ち出された。ただし、その施策の多くは主に緊急的な補正予算として措置された。^(注7)

具体的には、09年度当初予算に「水田等有効活用促進対策事業」が措置され、新たに生産調整面積を拡大した取組面積に対して全国一律単価で助成金が交付されることとなり、新規需要米への交付単価は10aあたり50,000～55,000円とされた。加えて、09年度補正予算により地域の需要に結びついた生産調整の取組みに対して助成を上乗せする「需要即応型生産流通体制緊急整備事業」が措置され、両者を合わせて、新規需要米には実質80,000円/10aが交付されることとなった。

(注7) 個々の施策が十分なその時々への対応として講じられ、施策相互の関連性や整合性への配慮が不十分なため事業推進は複雑になり、現場担

当者の作業負荷が増えるという副作用もあった(小針(2009b))。

d 主食用米に対する助成：収入減少影響緩和対策の拡充

08年度には、品目横断的経営安定対策の見直しがなされ、名称を水田・畑作経営所得安定対策に変更、対象要件も緩和された。また、収入減少影響緩和対策の仕組みは、農業者の選択によって最大20%の価格下落にも対応できるように見直された。

収入減少影響緩和対策による国から農業者への交付額をみると、08年度(07年産への補てん)には243億円、09年度(08年産の補てん)には54億円、10年度(09年産への補てん)には142億円となっている。

(2) 戸別所得補償制度(10年度～13年度)

民主党への政権交代により、同党のマニフェストに掲げられていた戸別所得補償制度の導入に向けての動きが急速に進められ、コメについては、10年度から「戸別所得補償モデル対策」(以下「モデル対策」という)として先行実施されることとなった。これにより、米政策の方向性は再度大きく変わることになった。^(注8)

(注8) 13年度においては、第二次安倍政権のもとで、施策の名称を経営所得安定対策に変えているが、施策の内容は戸別所得補償制度と同様であるためこのような時期区分としている。

a 生産調整の考え方と行政の役割： ペナルティからメリットへ

民主党政権下では、生産調整の施策推進の基本的な考え方として、「戸別所得補償モ

デル対策を実施することにより、できるだけ多くの農業者が生産数量目標に即した米生産を行うよう促すことによって、その実効性確保を図る」とし、引き続き、「農業者・農業者団体・行政が適切に連携して生産数量目標の達成に向けて取り組む」とされた。また、「全国水田農業推進協議会は需給調整の着実な実施に向けた取組みを推進する」とされ、米緊急対策で組織された生産調整にかかる全国組織にも言及している。

一方で、米緊急対策で示唆された事業採択における生産調整の達成状況による優先配慮など、生産調整未達成のペナルティとなるような措置は廃止された。^(注9)そして後述するとおり、生産調整実施者には主食用米の作付けに対する直接的なメリット措置を講じることとされ、それをもとに農業者に生産調整への参加・不参加の判断を委ねる、いわゆる選択的な生産調整の仕組みとなった。

(注9) 併せて、認定農業者制度においても、生産調整の取組状況を認定の要件から外すことにした。

b 生産数量目標の配分：一律配分する 地域の増加

11年産からは、これまで、都道府県、および市町村に需要量情報として提示されていた算定値が、生産数量目標として示されるようになった(面積換算値も合わせて提供)。また、生産数量目標が戸別所得補償の交付基準となることを受けて、それまで制度上生産数量目標の配分がなかった、認定方針に参加しない農業者に対しても、地域協議

会から生産数量目標を配分することとした。

また、配分ルールとしては、都道府県に対する配分では、基本的に、これまでと同様需要実績にもとづいて算定することとした。しかし、都道府県段階、市町村段階での配分では、市町村間、農業者間での差を縮小、もしくはなくして配分する地域が増えた。これは、主食用米の作付面積が交付金の助成対象となったことに伴い、その観点からは、農業者間の公平を期するために、差をつけないことが望ましいとの指導があったことが影響したと考えられる。

c 主食用米以外に対する助成：全国一律単価の復活

「米緊急対策」のもとでは、従来からの施策と新たに措置された種々の対策が併存し、助成体系が複雑になっていたが、モデル対策では、それらを「水田利活用自給力向上事業」として一本化した。ただし、交付単価は、原則全国一律とされたため、交付金の活用における地域の裁量は縮小した^(注10)。そして、同事業の交付金については、生産調整の達成状況にかかわらず交付することとした。

(注10) しかし、これまでの地域における生産調整の取組みのなかで麦・大豆・飼料作物等の栽培においてほ場の団地化や担い手への集積を行っている場合には、それらの取組みに応じて交付金を上乗せしていたため、全国一律に定められた基本単価による交付金のみでは、交付金額が大きく減少するケースがみられた。そのため、減額分を調整する「激変緩和措置」が講じられることとなり、その後の「産地資金（産地交付金）」へと引き継がれている。

d 主食用米に対する助成：戸別所得補償制度の導入

10年産からは、生産調整実施者に対して主食用米の作付面積に応じて交付金を直接交付する仕組みが初めて導入された。具体的には、米の生産数量目標に即して生産した販売農家または集落営農^(注11)に対して15,000円/10aを定額で交付し、当年産の販売価格が標準販売価格を下回った場合には、さらにその差額を「米価変動補填交付金」として交付することとされた。これにより、収入減少影響緩和対策は事実上停止されることとなった。

実際の交付金額としては、米価が下落した10年度には、「定額部分」（11年産からの米の所得補償交付金）の15,000円/10aに加えて「変動部分」（11年産からの米価変動補填金）として15,100円/10aが交付され、総額で3,069億円の交付金が支払われた。11年度および12年度には米価変動補填交付金は発動されず、米の所得補償金として11年度には1,533億円、12年度には1,552億円が交付された。

(注11) 複数の販売農家により構成される農作業受託組織であって、組織の規約および代表者を定め、かつ、本交付金の対象作物の生産・販売について共同販売経理を行っているものとされ、経営安定対策の集落営農と定義が異なる。

(3) 4つの改革（14年度～17年度）

第二次安倍政権のもと設置された農林水産業・地域の活力創造本部では、行政による生産数量目標の配分を前提とした生産調整対策が意欲のある担い手の効率的な生産を妨げる原因となっているとして、15年12月に、米の直接支払交付金の廃止等を内容

とする「農林水産業・地域の活力創造プラン」を決定、これに併せて農林水産省も「4つの改革」を策定した。

a 生産調整の考え方と行政の役割

4つの改革を受けて、再び生産調整の推進要領は全部改正され（「需要に応じた米生産の推進に関する要領」）、推進にかかる考え方として、「定着状況をみながら、5年後を目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行える状況になるよう、行政・生産者団体・現場が一体となって取り組む」とされた。ただし、基本指針では17年7月末の公表分まで、民主党政権下と同様、生産調整について、「農業者・農業者団体・行政が適切に連携して生産数量目標の達成に向けて取り組む」の文言は残された。

b 生産数量目標の配分：生産調整超過達成の促進による需給改善の推進

15年産からは、最近の需給動向を踏まえて算定される全国生産数量目標に加えて、民間在庫の数量等を勘案して、生産数量目標からさらに数量を減じて算出する「自主的取組参考値」が示された。

そして、16年産、17年産には、15年産と同様に生産数量目標と自主的取組参考値を示すとともに、その都道府県別配分については、15年産の都道府県別シェアを固定することとした。^(注12)

(注12) 需要実績にもとづく生産数量目標よりも主食用米生産量を減じたことで、翌年度の配分で当該県が不利にならないようにするため、都道府県別シェアは固定とした。

c 主食用米以外に対する助成：飼料用米等への収量インセンティブの導入

戸別所得補償制度における「水田活用の所得補償金」は「水田活用の直接支払交付金」として継続された。このうち飼料用米・米粉用米に対する交付金の単価を収量に応じて設定することとなり、交付単価は最大で105,000円/10aとなった。また、自主的取組参考値を上限に、各都道府県に配分された当初の生産数量目標よりも主食用米の作付面積を減じた（いわゆる深掘り）県域に対しては、産地交付金をその面積に対し5,000円/10a追加配分することとされた。

d 主食用米に対する助成：米の直接支払交付金の単価半減とナラシの復活

「米の直接支払交付金」は17年度までの時限措置とすることとし、交付単価を7,500円/10aに半減した。米価下落等による収入減少に対する補てんは、再び収入減少影響緩和対策として措置された。加入者要件については、認定農業者・集落営農・認定就農者とし、規模要件は課さないこととされた。ただし、米穀にかかる交付要件としては、「米穀の生産数量目標に即した生産を行った者」であることとされた。

3 2018年産の枠組み

17年11月30日に決定された基本指針では、「平成30年産以降は、(中略)行政による都道府県別の生産数量目標等の配分は行わないこととし、国が策定する米穀の需給の見通し等の情報を踏まえつつ、生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産に取り組む」とされ、それまでの基本指針にあった「農業者・農業者団体・行政が適切に連携して生産数量目標の達成に向けて取り組む」の表現は削除された。これに併せて、「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」においても、「主食用米の生産数量目標の設定」にかかる項目が全て削除されている。

ただし、今回の見直しにおいては、食糧法の改正は伴っておらず、生産調整方針の認定、認定方針作成者による生産数量目標の配分等の法律上の規定はそのまま残されている。

主食用米以外の助成についてみると、18年度予算の概算要求では、水田活用の直接支払交付金は継続される。また、産地交付金の配分において、新たに輸出用米等に助成することとし(20,000円/10a)、転換作物(主食用米以外)の拡大による主食用米作付面積の減少面積に対する助成単価を5,000円/10aから10,000円/10aに増額することとしている。

一方、主食用米にかかる米の直接支払交付金は廃止される。収入減少影響緩和対策

は継続されるが、国による生産数量目標の配分が廃止されるのに併せて、これまでの「米穀の生産数量目標に即した生産を行った者」という交付要件がなくなる。

また、収入減少への対策としては、19年産から新たに導入される収入保険制度が選択肢に加わった。ただし、収入保険と、農業共済・収入減少影響緩和対策は類似施策であるため、いずれかの制度を選ぶ必要がある。

4 まとめにかえて

最後に、これまでみてきた施策の推移を踏まえた小括と今後の検討課題をまとめておく。

(1) 経営の自主判断・自由度の拡大

米政策改革においては、米づくりのあるべき姿の実現には、農業者が主体的判断にもとづき創意工夫を行い、多様な生産に取り組むことが必要不可欠とされていた。この点に関していえば、米政策改革により生産調整の配分は、ネガ配分からポジ配分に変わり、それが定着している。また、10年からは、主食用米以外の作付けへの助成は生産調整の達成いかんにかかわらず交付されることとなり、生産調整の達成・未達成にかかる他の施策等へのペナルティや優先配慮もなくなった。また、新規需要米が位置づけられたことにより、米を作りながら生産調整を達成するための選択肢も増えてきた。

このように、今日の生産調整の仕組みは、米政策改革以前の国による強制感の強い一律的な生産調整や、一部の報道で現在も用いられることのある「減反」とは異なるものになっており、農業者の経営の自由度は高まってきたといえる。

(2) 生産数量目標の配分について

今回の見直しの焦点となった生産数量目標の配分についてみると、07年産において、一旦は、行政が生産数量目標の配分ではなく需要量情報を提供する形に変わった。しかし、08年産以降は、実質的に06年産以前と同様行政を通じて生産数量目標とその面積換算値が農業者に配分される形に戻っており、「農業者・農業者団体主体の需給調整システム」は、現在まで完全な移行には至っていない。

また、10年産以降は、食糧法の規定と異なり、生産数量目標という表現が国から都道府県、都道府県から市町村への配分において、公的に使用されてきた。そして、配分にかかる考え方も、当初の「売れるコメづくり」「需要に応じた生産」から、生産調整達成や需給引締めに向けた一律的、統一なものへとシフトしており、需要に応じた生産とは方向を異にしていたように見える。

18年産以降も、食糧法改正は伴わないことから、法律上の生産調整の位置づけは変わらず、地域において認定方針作成者が生産数量目標の配分をする仕組みも維持される。しかし、現時点において農業再生協議

会の役割や調整の中身が明確に示されてはおらず、具体的なあり方はまだ不分明なところが多い。

(3) 度重なる施策の見直しによる副作用

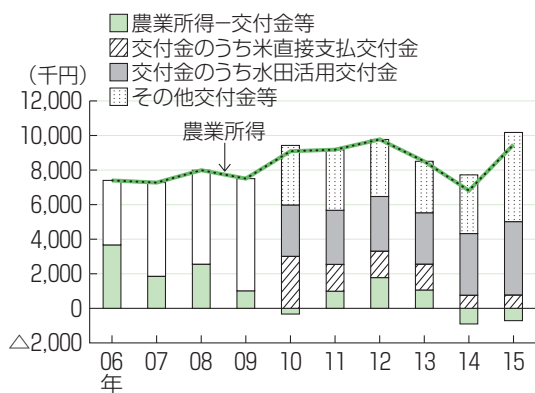
最後に、度重なる施策の見直しをもたらす副作用について指摘しておきたい。米政策改革においては、生産調整を「単に生産調整の達成を主目的とした対策から、米づくりの本来あるべき姿に向けた地域農業の構造改革を地域で統一的・総合的に実践する取組みに転換」することが目指されていたが、米緊急対策において「生産調整を達成するように全力をあげる」ものとされた。また、戸別所得補償制度の導入に伴い、主食用米以外の助成の交付単価が原則全国一律とされ、運用における地域の裁量は縮小するなど、施策の推進において「地域として自らの課題を抽出し、計画を立て、それを施策の中に反映させていく」というプロセスも見だしにくくなった。

18年産からの米政策の見直しも、繰り返される施策の見直しの過程を経て打ち出されているうえで、配分の方法を変えるという「手段」に焦点が当てられており、生産調整の政策的な位置づけや今後の方向性に関するメッセージが見えにくくなっている。

また、地域水田農業の中核を担う、規模の大きな農業経営体ほど、施策の変更による経営収支、所得の影響が大きいことにも留意すべきである。

第1図は06年以降の経営面積10ha以上の水田農業経営（個別経営）の農業所得とその

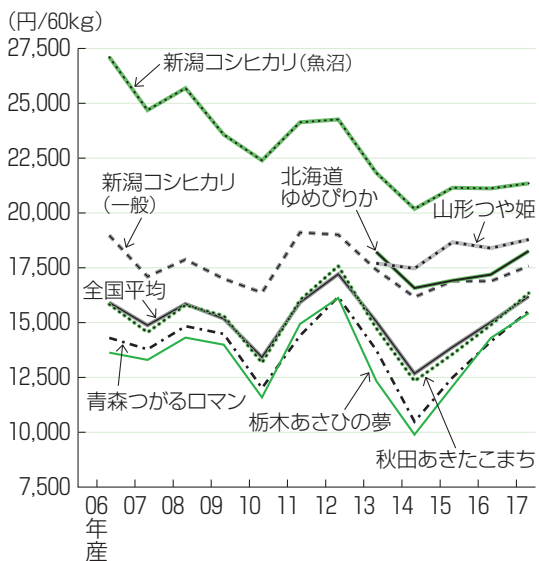
第1図 10ha以上の水田作経営(個別経営)の農業所得の内訳



資料 農林水産省「農業経営統計調査」
 (注) 1 09年までは交付金等の内訳がない。
 2 「交付金等」は農業経営統計調査の「共済補助金等受取金」の額。

内訳をみたものである。コメの販売と経費の差を示す「農業所得-交付金等」の額をみると、米価変動とおおむね連動しており(第2図)、米価が大幅に下落した10年と14年、および15年にはマイナスになっている。10年には、モデル対策の交付金により農業

第2図 産地品種別の相対取引価格の推移



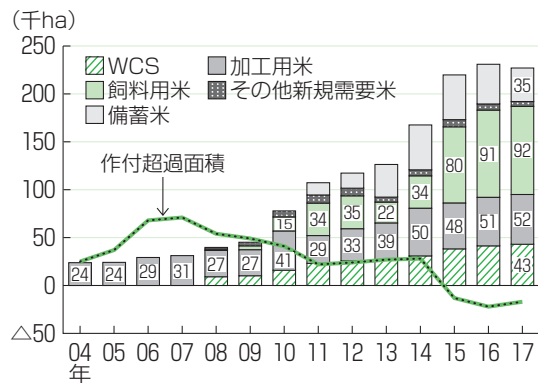
資料 農林水産省「米の相対取引価格・数量、契約・販売状況、民間在庫の推移等」のデータをもとに作成
 (注) 米の相対取引価格の消費税相当額は、14年3月分までは5%、14年4月分以降は8%で算定。

所得は増加したものの、14年には米価下落と米の直接支払交付金の減額によって農業所得は2割減少している。特に、14年産米価は全国的に下落したものの、下落幅は産地銘柄によって大きく異なることから、下落幅の大きい地域の経営体での所得の減少幅はさらに大きかったものと推測される。

また、交付金の詳細が統計で公表された10年以降をみると、年々の施策の違いにより、交付金の種別構成も大きく変化していることがみてとれる。

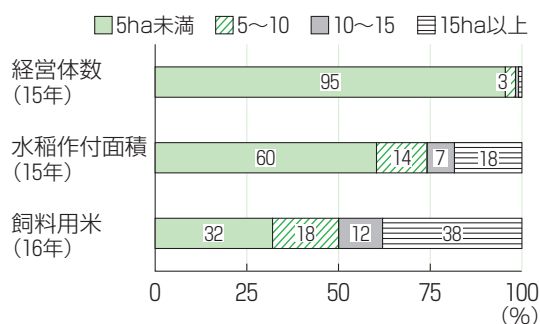
特に、15年における水田活用の直接支払交付金の増加には、飼料用米が大きく影響している。非主食用米の作付面積と主食用米の超過作付けの状況を見ると(第3図)、15年に飼料用米の作付面積が大幅に拡大し、これにより主食用米の超過作付けも解消された。水稻作付面積規模別の飼料用米の作付面積をみると、経営体数では5%に満たない5ha以上の経営体で飼料用米作付面積の約7割、うち10ha以上の経営体が約5割を占めている(第4図)。14年産の米価下落

第3図 主食用米の作付超過面積と非主食用米の作付面積



資料 農林水産省「米をめぐる参考資料」

第4図 水稲作付面積規模別の経営体数・作付面積シェア



資料 農林水産省「農林業センサス」「米をめぐる参考資料」

を受けて、確実に交付金収入が得られる飼料用米へのシフトを強めたものと考えられる。

また、15年における総所得に占める水田活用の直接支払交付金の割合をみると、水田作農家平均では5.4%であるが、経営規模が大きくなるほどその割合は高い。10ha以上の経営では3割を超え、近年上昇傾向にあり、水田活用の直接支払交付金は、実質的に担い手農業者の経営を支えるものとなっている。

しかし、交付金の交付体系が繰り返し変わることで、財政支出である交付金が、担

い手の経営安定にどのように寄与しているのかを、事後的にきちんと検証することが難しくなっている。また、政策が経営に与える影響の大きい土地利用型の農業者にとって、度重なる施策の見直しは、先の見通しを立てにくくし、経営判断を難しくする。

今後の政策決定、施策の検討においては、米政策改革で示された①明瞭で分かりやすい政策、②効率的で無駄のない政策、③決定と運用の過程の透明性が確保された政策という基本理念に立ち返るべきであろう。

<参考文献>

- ・荒幡克己 (2014) 『減反40年と日本の水田農業』 農林統計出版
- ・小針美和 (2008) 「米政策改革の動向—米価下落等影響緩和対策を中心に—」 『農林金融』 7月号
- ・小針美和 (2009a) 「米緊急対策以降のコメ政策の動向—備蓄運営を中心に—」 『農林金融』 3月号
- ・小針美和 (2009b) 「現場にみる米政策改革の動向—生産調整実施者に対する助成を中心に—」 『農林金融』 8月号
- ・小針美和 (2010) 「戸別所得補償モデル対策の現場からの課題」 『農林金融』 6月号
- ・佐伯尚美 (2009) 『米政策の終焉』 農林統計出版

(こばり みわ)



統計資料

目次

1. 農林中央金庫 資金概況 (海外勘定を除く)	(61)
2. 農林中央金庫 団体別・科目別・預金残高 (海外勘定を除く)	(61)
3. 農林中央金庫 団体別・科目別・貸出金残高 (海外勘定を除く)	(61)
4. 農林中央金庫 主要勘定 (海外勘定を除く)	(62)
5. 信用農業協同組合連合会 主要勘定	(62)
6. 農業協同組合 主要勘定	(62)
7. 信用漁業協同組合連合会 主要勘定	(64)
8. 漁業協同組合 主要勘定	(64)
9. 金融機関別預貯金残高	(65)
10. 金融機関別貸出金残高	(66)

統計資料照会先 農林中金総合研究所調査第一部
TEL 03 (6362) 7755
FAX 03 (3351) 1153

利用上の注意 (本誌全般にわたる統計数値)

- 1 数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
- 2 表中の記号の用法は次のとおりである。
「0」 単位未満の数字 「-」 皆無または該当数字なし
「…」 数字未詳 「△」 負数または減少
「*」 訂正数字 「P」 速報値

1. 農林中央金庫資金概況

(単位 百万円)

年月日	預金	発行債券	その他	現金 預け金	有価証券	貸出金	その他	貸借共通 合計
2012. 10	43,534,066	4,807,632	24,014,530	3,809,289	45,156,657	16,040,566	7,349,716	72,356,228
2013. 10	48,709,144	4,258,663	25,458,037	6,591,823	49,259,923	16,485,051	6,089,047	78,425,844
2014. 10	50,971,963	3,769,455	29,389,946	9,638,396	52,056,373	17,153,066	5,283,529	84,131,364
2015. 10	54,536,406	3,342,266	35,042,809	11,567,755	58,583,961	17,746,573	5,023,192	92,921,481
2016. 10	61,068,170	2,719,058	31,731,749	24,966,767	53,911,953	11,765,775	4,874,482	95,518,977
2017. 5	62,667,060	2,314,936	37,671,893	25,564,752	57,055,532	10,149,598	9,884,007	102,653,889
6	64,178,608	2,261,194	40,299,090	26,280,623	60,738,139	10,312,461	9,407,669	106,738,892
7	64,377,264	2,207,133	39,319,634	22,273,382	61,810,364	10,348,206	11,472,079	105,904,031
8	64,565,307	2,153,003	40,130,884	24,764,661	62,176,800	10,327,776	9,579,957	106,849,194
9	65,021,190	2,098,959	42,883,057	26,255,268	62,528,538	10,559,380	10,660,020	110,003,206
10	65,120,611	2,044,802	39,305,152	25,223,162	57,362,651	10,571,423	13,313,329	106,470,565

(注) 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2017年10月末現在

(単位 百万円)

団体別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農業団体	54,266,616	-	2,396,139	62	5,946	-	56,668,764
水産団体	1,819,010	-	103,361	1	64	-	1,922,436
森林団体	1,723	-	6,420	1	207	-	8,349
その他会員	2,219	-	7,294	-	-	-	9,513
会員計	56,089,567	-	2,513,214	64	6,217	-	58,609,062
会員以外の者計	472,192	32,231	413,542	72,525	5,491,483	29,577	6,511,550
合計	56,561,759	32,231	2,926,755	72,589	5,497,699	29,577	65,120,611

(注) 1 金額は単位未満を四捨五入しているため、内訳と一致しないことがある。 2 上記表は、国内店分。
3 海外支店分預金計 238,901百万円。

3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2017年10月末現在

(単位 百万円)

団体別	証書貸付	手形貸付	当座貸越	割引手形	計	
系 統 団 体 等	農業団体	994,666	106,815	89,121	-	1,190,602
	開拓団体	16	9	-	-	25
	水産団体	21,959	3,126	3,719	20	28,824
	森林団体	2,232	3,251	1,617	4	7,105
	その他会員	1,012	605	20	-	1,637
	会員小計	1,019,885	113,807	94,477	24	1,228,193
	その他系統団体等小計	96,592	8,910	42,399	-	147,902
計	1,116,477	122,717	136,876	24	1,376,095	
関連産業	3,272,311	44,900	781,575	1,600	4,100,386	
その他	4,966,525	3,496	124,923	-	5,094,943	
合計	9,355,313	171,113	1,043,374	1,623	10,571,424	

(貸 方)

4. 農 林 中 央 金

年 月 末	預 金			譲 渡 性 預 金	発 行 債 券
	当 座 性	定 期 性	計		
2017. 5	7,632,607	55,034,453	62,667,060	-	2,314,936
6	8,557,881	55,620,727	64,178,608	-	2,261,194
7	8,346,961	56,030,303	64,377,264	-	2,207,133
8	8,359,794	56,205,513	64,565,307	-	2,153,003
9	8,487,247	56,533,943	65,021,190	10,000	2,098,959
10	8,533,678	56,586,933	65,120,611	-	2,044,802
2016. 10	6,759,845	54,308,325	61,068,170	-	2,719,058

(借 方)

年 月 末	現 金	預 け 金	有 価 証 券		商 品 有 価 証 券	買 入 手 形	手 形 貸 付
			計	う ち 国 債			
2017. 5	62,565	25,502,186	57,055,532	13,008,157	1,002	-	163,345
6	53,682	26,226,940	60,738,139	15,701,492	2,612	-	161,865
7	63,715	22,209,667	61,810,364	16,127,115	7,599	-	162,335
8	53,998	24,710,663	62,176,800	16,166,840	2,082	-	159,924
9	52,102	26,203,165	62,528,538	14,869,846	3,816	-	152,984
10	60,878	25,162,284	57,362,651	13,291,293	4,330	-	171,113
2016. 10	65,970	24,900,796	53,911,953	13,278,738	504	-	168,290

(注) 1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。 2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。
3 預金のうち定期性は定期預金。

5. 信 用 農 業 協 同 組

年 月 末	貸			方		
	貯 金		譲 渡 性 貯 金	借 入 金	出 資 金	
	計	う ち 定 期 性				
2017. 5	62,745,222	61,687,668	1,303,755	1,245,142	1,951,019	
6	63,922,210	62,687,738	1,310,249	1,455,832	1,950,655	
7	64,074,624	62,886,075	1,360,764	1,455,832	1,952,940	
8	64,571,200	63,226,686	1,395,477	1,445,833	1,954,037	
9	64,333,091	63,240,260	1,304,253	1,537,232	1,954,038	
10	64,617,512	63,431,793	1,389,843	1,537,232	1,954,038	
2016. 10	61,803,589	60,614,685	1,435,003	1,030,011	1,933,991	

(注) 1 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。 2 出資金には回転出資金を含む。

6. 農 業 協 同 組

年 月 末	貸 金			方 借 入 金	
	貯 金			計	う ち 信 用 借 入 金
	当 座 性	定 期 性	計		
2017. 4	33,076,722	65,968,701	99,045,423	541,302	378,039
5	32,716,931	66,205,864	98,922,795	555,938	392,498
6	33,178,947	67,307,298	100,486,245	556,184	392,463
7	32,696,933	67,769,720	100,466,653	568,014	405,226
8	33,104,055	67,826,052	100,930,107	560,569	398,135
9	33,104,906	67,662,530	100,767,436	599,715	427,502
2016. 9	31,352,713	66,299,465	97,652,178	511,168	345,378

(注) 1 貯金のうち当座性は当座・普通・貯蓄・通知・出資予約・別段。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

庫 主 要 勘 定

(単位 百万円)

コールマネー	受 託 金	資 本 金	そ の 他	貸 方 合 計
-	1,594,147	3,480,488	32,597,258	102,653,889
-	2,523,720	3,480,488	34,294,882	106,738,892
-	2,205,088	3,480,488	33,634,058	105,904,031
-	2,449,673	3,480,488	34,200,723	106,849,194
-	2,198,929	3,480,488	37,193,640	110,003,206
-	2,258,587	3,480,488	33,566,077	106,470,565
-	2,262,865	3,480,488	25,988,396	95,518,977

貸 出 金				コ ー ル ロ ー ン	そ の 他	借 方 合 計
証 書 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計			
9,005,449	978,654	2,148	10,149,598	500,000	9,383,006	102,653,889
9,195,041	953,429	2,124	10,312,461	120,000	9,285,058	106,738,892
9,161,840	1,021,827	2,202	10,348,206	130,000	11,334,480	105,904,031
9,152,968	1,012,880	2,003	10,327,776	180,000	9,397,875	106,849,194
9,363,295	1,040,913	2,186	10,559,380	353,746	10,302,459	110,003,206
9,355,312	1,043,374	1,623	10,571,423	1,600,000	11,708,999	106,470,565
10,544,252	1,050,878	2,354	11,765,775	20,000	4,853,979	95,518,977

合 連 合 会 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借 方						
	預 け 金		コ ー ル ロ ー ン	金 銭 の 信 託	有 価 証 券	貸 出 金	
	計	う ち 系 統				計	う ち 金 融 機 関 貸 付 金
58,207	42,286,287	42,227,905	15,000	741,267	17,164,763	6,893,533	1,725,594
60,348	43,585,594	43,535,778	25,000	757,996	17,329,032	6,925,096	1,756,037
68,523	43,392,673	43,342,513	15,000	771,884	17,577,259	6,938,002	1,746,693
64,964	43,751,328	43,702,787	15,000	781,420	17,556,956	7,019,337	1,745,027
59,582	43,570,741	43,526,680	30,000	813,650	17,600,080	7,065,852	1,768,465
61,247	43,477,491	43,423,835	15,000	825,999	17,889,185	7,194,377	1,760,925
57,546	41,604,528	41,550,333	10,000	688,988	16,945,540	6,770,324	1,625,578

合 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借 方							報 告 組 合 数
	預 け 金		有 価 証 券 ・ 金 銭 の 信 託		貸 出 金			
	計	う ち 系 統	計	う ち 国 債	計	う ち 公 庫 (農)貸 付 金		
420,454	74,302,822	74,082,870	3,952,539	1,651,325	21,652,243	168,317	654	
413,536	74,073,715	73,850,908	3,941,896	1,643,366	21,725,298	169,051	654	
427,746	75,656,532	75,442,803	3,926,084	1,640,164	21,738,387	169,378	654	
435,887	75,557,962	75,331,973	3,976,593	1,676,916	21,786,951	169,787	654	
448,587	76,066,688	75,841,469	3,909,254	1,609,864	21,770,358	172,223	654	
407,755	75,990,806	75,769,076	3,912,720	1,615,538	21,756,806	172,669	654	
414,244	72,580,163	72,362,235	4,015,202	1,634,939	21,838,539	179,106	657	

7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方				借 方				
	貯 金		借 用 金	出 資 金	現 金	預 け 金		有 証 券	貸 出 金
	計	うち定期性				計	うち系統		
2017. 7	2,432,349	1,727,372	22,270	55,114	17,214	1,915,742	1,895,397	81,154	479,697
8	2,431,171	1,737,774	22,270	55,421	16,705	1,915,865	1,896,112	80,887	483,448
9	2,433,762	1,735,090	23,970	55,423	16,081	1,923,853	1,903,737	78,552	484,431
10	2,453,362	1,743,109	23,970	55,424	16,257	1,931,900	1,913,234	80,378	482,474
2016. 10	2,437,031	1,731,115	18,071	54,939	15,927	1,901,165	1,881,254	83,551	489,101

(注) 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

8. 漁業協同組合主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方					借 方						報 告 組 合 数
	貯 金		借 入 金		払込済 出資金	現 金	預 け 金		有 証 券	貸 出 金		
	計	うち定期性	計	うち信用 借入金			計	うち系統		計	うち公庫 (農)資金	
2017. 5	785,938	424,525	88,323	64,213	106,958	5,962	787,337	778,566	400	152,153	7,454	80
6	792,232	427,185	89,568	65,166	106,950	5,678	789,762	781,349	400	153,911	7,472	80
7	784,790	424,736	89,621	64,675	107,009	5,484	782,345	774,021	400	152,861	7,434	80
8	777,218	421,165	91,374	65,355	107,009	5,893	775,061	765,900	400	153,494	7,368	80
2016. 8	777,164	422,916	93,826	66,749	107,034	6,426	774,398	766,279	400	158,454	8,362	80

(注) 1 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。
 2 借入金計は信用借入金・経済借入金。
 3 貸出金計は信用貸出金。

9. 金融機関別預貯金残高

(単位 億円, %)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	
残 高	2014. 3	915,079	556,085	2,942,030	2,356,986	615,005	1,280,602	186,716	
	2015. 3	936,872	580,945	3,067,377	2,432,306	632,560	1,319,433	192,063	
	2016. 3	959,187	597,361	3,235,087	2,482,863	642,280	1,347,476	195,607	
	<hr style="border-top: 1px dashed black;"/>								
	2016. 10	981,955	618,036	3,300,066	2,477,725	648,016	1,378,867	199,049	
	11	982,447	618,441	3,359,669	2,493,530	648,384	1,377,159	198,492	
	12	994,335	626,598	3,325,910	2,519,581	657,649	1,388,857	200,514	
	2017. 1	989,163	623,667	3,357,514	2,497,673	651,321	1,380,857	199,456	
	2	990,659	624,501	3,359,894	2,509,068	653,228	1,386,291	199,843	
	3	984,244	622,288	3,433,657	2,543,180	657,873	1,379,128	199,392	
4	990,454	627,693	3,466,198	2,552,021	661,170	1,393,984	200,515		
5	989,228	627,452	3,502,267	2,550,395	659,393	1,390,545	199,844		
6	1,004,862	639,222	3,455,334	2,563,617	664,977	1,403,186	201,876		
7	1,004,667	640,746	3,463,692	2,545,199	659,879	1,400,980	201,553		
8	1,009,301	645,712	3,465,196	2,552,590	661,723	1,406,065	202,374		
9	1,007,674	643,331	3,458,376	2,555,365	665,314	1,411,279	203,126		
10 P	1,011,708	646,175	3,504,783	2,545,038	662,326	1,410,371	202,809		
前 年 同 月 比 増 減 率	2014. 3	2.0	0.5	3.0	3.3	2.5	2.5	2.2	
	2015. 3	2.4	4.5	4.3	3.2	2.9	3.0	2.9	
	2016. 3	2.4	2.8	5.5	2.1	1.5	2.1	1.8	
	<hr style="border-top: 1px dashed black;"/>								
	2016. 10	2.6	3.2	9.1	2.3	1.9	2.4	2.1	
	11	2.7	4.4	9.1	2.7	1.9	2.4	2.1	
	12	2.7	4.2	9.5	2.8	1.9	2.3	2.1	
	2017. 1	2.7	4.4	10.0	2.5	1.9	2.4	2.1	
	2	2.8	4.2	7.3	2.9	2.4	2.4	1.9	
	3	2.6	4.2	6.1	2.4	2.4	2.3	1.9	
4	2.8	4.0	6.6	2.4	2.6	2.3	1.8		
5	2.8	3.9	6.5	2.5	2.7	2.3	1.8		
6	3.1	3.6	6.4	2.7	2.5	2.3	1.6		
7	2.9	4.5	7.3	2.3	2.2	2.2	1.7		
8	3.0	4.7	6.7	2.9	2.6	2.3	1.8		
9	3.2	4.8	5.6	3.3	2.4	2.5	1.9		
10 P	3.0	4.6	6.2	2.7	2.2	2.3	1.9		

- (注) 1 農協、信農連は農林中央金庫、信用金庫は信金中央金庫調べ、信用組合は全国信用組合中央協会、その他は日銀資料（ホームページ等）による。
 2 都銀、地銀、第二地銀および信金には、オフショア勘定を含む。
 3 農協には譲渡性貯金を含む（農協以外の金融機関は含まない）。
 4 ゆうちょ銀行の貯金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。

10. 金融機関別貸出金残高

(単位 億円, %)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	
残	2014. 3	213,500	52,736	1,812,210	1,716,277	457,693	644,792	97,684	
	2015. 3	209,971	52,083	1,829,432	1,783,053	470,511	658,016	100,052	
	2016. 3	206,362	51,472	1,853,179	1,846,204	487,054	673,202	102,887	
	<hr style="border-top: 1px dashed black;"/>								
	高	2016. 10	204,530	51,447	1,822,662	1,874,640	490,452	679,045	104,240
		11	204,226	51,559	1,832,629	1,882,593	492,162	680,296	104,554
		12	203,263	51,874	1,839,588	1,903,627	499,129	689,067	105,481
		2017. 1	202,997	52,167	1,832,542	1,899,466	496,139	684,445	105,076
		2	203,132	52,171	1,829,841	1,901,947	496,311	685,179	105,290
		3	203,821	52,646	1,846,555	1,918,890	502,652	691,675	106,382
4		203,443	51,790	1,824,254	1,916,073	499,473	689,626	105,995	
5		204,171	51,679	1,815,947	1,918,846	498,434	688,479	106,014	
6		204,316	51,691	1,816,681	1,924,213	501,848	690,709	106,412	
7		204,757	51,913	1,809,581	1,931,341	502,311	692,104	106,833	
前 年 同 月 比 増 減 率	2014. 3	△0.9	△2.5	2.5	3.0	2.0	1.2	2.0	
	2015. 3	△1.7	△1.2	1.0	3.9	2.8	2.1	2.4	
	2016. 3	△1.7	△1.2	1.3	3.5	3.5	2.3	2.8	
	<hr style="border-top: 1px dashed black;"/>								
	2016. 10	△2.0	△0.6	△0.4	3.9	3.4	2.2	3.1	
	11	△1.9	△0.4	△0.6	4.1	3.7	2.5	3.4	
	12	△1.8	△0.6	△0.6	3.9	3.5	2.5	3.2	
	2017. 1	△1.8	0.7	△0.9	3.8	3.4	2.3	3.2	
	2	△1.7	1.1	△0.4	4.2	3.8	2.8	3.3	
	3	△1.2	2.3	△0.4	3.9	3.2	2.7	3.4	
4	△1.1	3.1	0.4	4.1	3.6	2.9	3.5		
5	△0.9	3.8	△0.0	4.0	3.4	2.9	3.5		
6	△0.8	4.2	△0.7	4.1	3.4	2.8	3.8		
7	△0.7	4.3	△0.4	3.9	3.2	2.5	3.6		
8	△0.6	5.1	△0.7	3.8	3.4	2.8	3.8		
9	△0.1	5.3	△1.0	4.0	3.4	3.0	3.9		
10 P	△0.1	5.6	△1.3	3.9	3.3	2.8	3.8		

(注) 1 表9 (注) に同じ。

2 貸出金には金融機関貸付金を含まない。また農協は共済貸付金・公庫貸付金を含まない。

3 ゆうちょ銀行の貸出金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。

ホームページ「東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）」のお知らせ

農中総研では、全中・全漁連・全森連と連携し、東日本大震災からの復旧・復興に農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合）が各地域においてどのように取り組んでいるかの情報を、過去・現在・未来にわたって記録し集積し続けるために、ホームページ「農林漁業協同組合の復興への取り組み記録～東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）～」を2012年3月に開設しました。

東日本大震災は、過去の大災害と比べ、①東北から関東にかけて約600kmにおよぶ太平洋沿岸の各市町村が地震被害に加え大津波の来襲による壊滅的な被害を受けたこと、②さらに福島原発事故による原子力災害が原発近隣地区への深刻な影響をはじめ、広範囲に被害をもたらしていること、に際立った特徴があります。それゆえ、阪神・淡路大震災で復興に10年以上を費やしたことを鑑みても、さらにそれ以上の長期にわたる復興の取り組みが必要になることが予想されます。

被災地ごとに被害の実態は異なり、それぞれの地域の実態に合わせた地域ごとの取り組みがあります。また、福島原発事故による被害の複雑性は、復興の形態をより多様なものにしています。

こうした状況を踏まえ、本ホームページにおいて、地域ごとの復興への農林漁業協同組合の取り組みと全国からの支援活動を記録し集積することにより、その記録を将来に残すと同時に、情報の共有化を図ることで、復興の取り組みに少しでも貢献できれば幸いです。

(2017年12月20日現在、掲載情報タイトル4,254件)

- 農中総研では、農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合）の広報誌やホームページ等に公開されている、東日本大震災に関する情報を受け付けております。
冊子の保存期限の到来、ホームページの更改や公開データ保存容量等、何らかの理由で処分を検討されている情報がありましたら、ご相談ください。

The screenshot shows the homepage of the website. At the top, there is a search bar and navigation links. The main content area features a large heading and a sub-heading, followed by a brief introduction. Below this, there are four main navigation tabs: '被災状況' (Disaster Status), '支援活動' (Support Activities), '復旧・復興への取り組み' (Recovery and Revival Efforts), and '原発関連' (Nuclear Power Related). The bottom of the page includes a footer with contact information and social media links.

URL : <http://www.quake-coop-japan.org/>

本誌に対するご意見・ご感想をお寄せください。

送り先 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 農林中金総合研究所
FAX 03-3351-1159
Eメール norinkinyu@nochuri.co.jp

本誌に掲載の論文、資料、データ等の無断転載を禁止いたします。



農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2018年1月号第71巻第1号〈通巻863号〉1月1日発行

編集

株式会社 農林中金総合研究所 / 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 代表TEL 03-6362-7700

編集TEL 03-6362-7779 FAX 03-3351-1159

URL : <http://www.nochuri.co.jp/>

発行

農林中央金庫 / 〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

印刷所

永井印刷工業株式会社